

資料 1

# 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等説明会

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課  
横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課  
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課  
相模原市健康福祉局福祉部障害政策課  
横須賀市福祉部指導監査課  
横須賀市子ども育成部子ども施設課  
神奈川県福祉子ども未来局福祉部障害福祉課  
平成30年4月4日・5日・6日

## 平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定の 基本的考え方

### 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

○障害者の重度化・高齢化によりサービスの利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

## 2 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）

○医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

○放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

## 3 精神障害者の地域移行の推進

○長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。

○具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

## 4 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

○障害者とその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

## 5 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

○障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

各サービスの報酬・基準に係る  
見直しの内容

1. 新設サービスについて

## 共生型サービスについて

### 共生型サービスとは

- 介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定も受けやすくするもの（もう一方の制度の基準を満たすために新たに設備を設けたり支援職員を配置することを要さない）
  - ・障害のある利用者（障害福祉サービスの利用者）が65歳以上になっても使いなれた事業所のサービスを利用しやすくなる
  - ・福祉事業所が少ない地域で、限られた人材をうまく活用しながら多様なニーズに対応できるといったメリットが考えられる。

### 報酬について

- 本来的な指定基準を満たすわけではないため、本来の報酬単価とは区別
- 各加算については、算定要件を満たした場合に算定できる。
- 当該サービスの専門的職員の配置や地域交流の場の提供等の実施を加算で評価

（例）共生型生活介護事業所

サービス管理責任者配置等加算	58単位
共生型児童発達支援／共生型放課後等デイサービス	
サービス体制強化加算	
① 児童発達支援管理責任者を配置	103単位
② 保育士又は児童指導員を配置	78単位

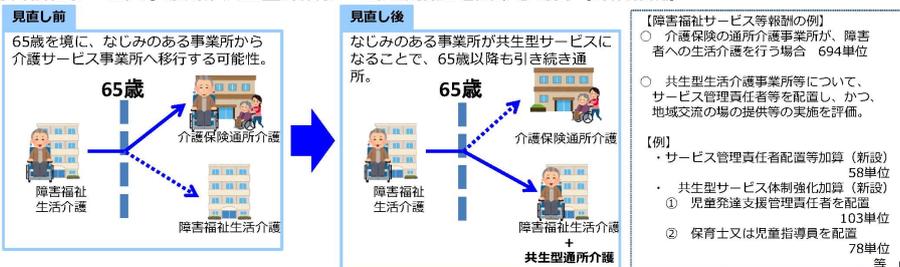
## 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



### ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



介護保険の事業所、障害児通所支援事業所が共生型として障害福祉サービスを行う場合

共生型障害福祉サービスの種類	共生型障害福祉サービスの指定を受けられる事業所	
	介護保険の事業所	障害児通所事業所
共生型居宅介護	訪問介護	—
共生型重度訪問介護	訪問介護	—
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	—
共生型自立訓練 (機能訓練) 共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	—

介護保険の事業所、障害福祉サービス事業所が共生型として障害児通所支援を行う場合

共生型障害児通所支援の種類	共生型障害児通所支援の指定を受けられる事業所	
	介護保険の事業所	障害福祉サービス事業所
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	生活介護

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所が共生型として介護保険のサービスを行う場合

共生型（介護保険サービス）の種類	共生型（介護保険サービス）の指定を受けられる障害福祉サービス事業所／障害児通所支援事業所
共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
共生型通所介護	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所生活介護	短期入所 (障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る)

## 共生型訪問介護

- 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。
- 障害福祉制度における障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者や重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できることとする。
- 報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。この際、障害福祉制度における障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者に係る取扱い（30%減算）等も踏まえる。  
（報酬設定の基本的な考え方）
  - a 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
  - b 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- 訪問介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

## 共生型通所介護

- 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。
- 報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。  
（報酬設定の基本的な考え方）
  - a 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
  - b 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- 報酬は、上記の考え方にに基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。
- 通所介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

## 共生型短期入所生活介護

- 障害者総合支援法に基づく短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
- 報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。  
（報酬設定の基本的な考え方）
  - a 本来の介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
  - b 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- 報酬は、上記の考え方にに基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。
- 短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

## 自立生活援助(創設)

### 1. 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
  - ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※）
  - ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）
- ※ 自立生活援助による支援が必要な者
- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から、支援が必要と認められる場合
  - ・ 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
  - ・ その他、市町村審査会における個別審査会を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

## 2. 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・体調に変化はないか、通院しているか
  - ・地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随身対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可）

## 3. 職員配置

- ① 地域生活支援員
  - 指定自立生活支援事業所ごとに、1以上
  - なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
- ② サービス管理責任者
  - ・利用者の数が30以下 1以上
  - ・利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

## 4. 基本報酬・加算

- 基本報酬
  - ・定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
  - ・障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
  - ・適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を、人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

自立生活援助サービス費（Ⅰ） ※退所等から1年以内の利用者	
（1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,541単位/月
（2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,083単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ） ※退所等から1年を超える利用者	
（1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,158単位/月
（2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	811単位/月

## ○ 加算

## ア 特に支援が必要となる場合等の評価

特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位を加算する。

初回加算（新設）	500単位/回
同行支援加算（新設）	500単位/回

## イ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

特別地域加算（新設）	230単位/月
------------	---------

## ウ 福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置加算を創設する。

福祉専門職員配置等加算（新設）	
（Ⅰ）常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位/月
（Ⅱ）常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	300単位/月
（Ⅲ）地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上 又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上	180単位/月

## エ 利用者上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

利用者上限額管理加算（新設）	150単位/回（月1回を限度）
----------------	-----------------

## 就労定着支援（創設）

### 1. 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題（生活リズム、体調の管理、給料の浪費等）が生じている者

### 2. 支援内容

- 障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
  - ※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。
  - 。 加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努める。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

### 3. 職員配置

- ① 就労定着支援員
  - 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上  
（資格要件は定めない。）
- ② サービス管理責任者
  - ・利用者の数が60以下 1 以上
  - ・利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

#### 4. 基本報酬・加算

##### ○ 基本報酬

- ・利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数）の割合）に応じた基本報酬とする。
- ・また、利用者数の規模の応じた報酬設定とする。

##### 就労定着支援サービス費

ア 利用者数20人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位/月
イ 利用者数21人以上40人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832単位/月
ウ 利用者数41人以上	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780単位/月

## ○ 加算

## ア 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

就労定着支援のサービス利用修了者が、雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者就業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に**3年6月以上6年6月末満**の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

就労定着実績体制加算（新設） 300単位/月

## イ 就労定着を促進するための評価

障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を、就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算（新設） 120単位/月

## ウ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

特別地域加算（新設） 240単位/月

## エ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めない。

初回加算（新設） 900単位/月（1回限りの算定）

## オ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

支援開始1年目は、障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、

就職先企業、医療機関等の関係機関等との関係性を構築するなど、時間や労力を要する（企業連携等調整特別加算（新設） 240単位/月）を評価する加算を創設する。

## カ 利用者負担上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

利用者負担上限額管理加算（新設） 150単位/回（月1回を限度）

## 5. 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- ・就労定着支援は、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
- ・また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は、一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

## 2. 障害福祉サービス等横断的事項

## 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

【対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

### 1. 変更内容

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

### 2. 現行と見直し後

(現行)

福祉専門職員配置等加算 (I)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上である場合に加算する。 15単位/日

福祉専門職員配置等加算 (II)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上である場合に加算する。 10単位/日



(見直し後)

福祉専門職員配置等加算 (I)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上である場合に加算する。 15単位/日

福祉専門職員配置等加算 (II)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上である場合に加算する。 10単位/日

〔注〕 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価。

## 各種減算の見直し

### 1. 変更内容

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていなかった場合の減算を見直す。
- 具体的には以下のとおり。
  - ・ サービス提供責任者欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
  - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
  - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する

### 2. 現行と見直し後

#### サービス提供職員欠如減算

（現行）

○ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。



（見直し後）

○ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

○ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

### サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

（現行）

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。



（見直し後）

○指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

○減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

### 個別支援計画未作成減算

（現行）

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。



（見直し後）

○個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

○減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

## 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

### 内容

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

## 送迎加算の見直し

【対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス】

### 1. 変更内容

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しを行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

## 2. 現行と見直し後

(現行)

送迎加算 (I) 27単位/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算。

送迎加算 (II) 13単位/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上送迎を実施している場合に加算。

※障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位/回を加算（生活介護のみ）。



(見直し後)

送迎加算 (I) 21単位/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算。

送迎加算 (II) 10単位/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上送迎を実施している場合に加算。

※障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位/回を加算（生活介護のみ）。

※同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

### 身体拘束廃止未実施減算（新設）

【対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等】

#### 内容

- 身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算。  
→5単位/日
- 「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」（障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく人員、設備、運営に関する基準（身体拘束等の禁止）の条文より抜粋。）

### 社会生活支援特別加算（新設）

【対象サービス：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援】

#### 内容

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、支援していることを評価。
  - 精神保健福祉士等を配置して、または病院との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して、医療観察法対象者等を支援していることを要件とする。
- 480単位/日

## 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

<加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）>の一定の経過措置期間（※）後の廃止  
要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、廃止。

（※）別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定。

（注）平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況を踏まえ、今後決定。

## 地域区分の見直し

- 障害者サービス
  - ・ 現行7区分→8区分
- 障害者サービス・障害児サービス共通
  - ・ 介護保険サービスにおける地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。
  - ・ 報酬単価の大幅な変更を緩和するため、自治体の意見を徴収した上で、平成32年度末まで必要な経過措置あり。

## 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

## 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持する。

### 3. 相談支援専門員・サービス 管理責任者研修について

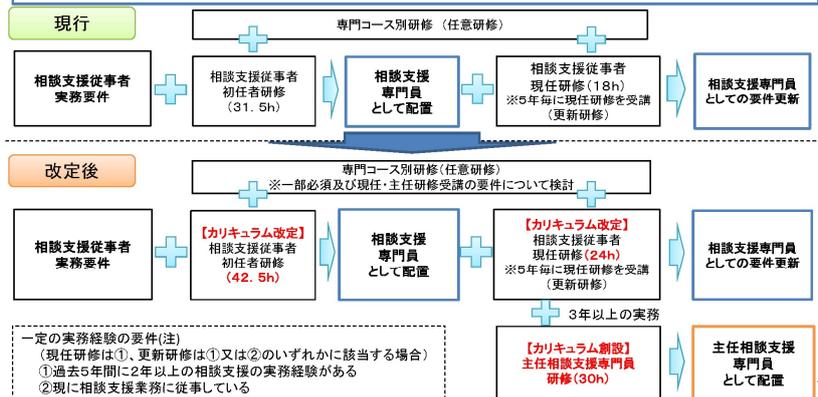
#### 相談支援専門員・サービス管理責任者等の研修制度の見直し

##### 【相談支援専門員の研修制度の見直し（平成31年度から変更）】

- 初任者研修カリキュラムの充実（31.5時間→42.5時間）
- 現任研修（更新研修）の受講に一定の実務経験の要件を追加  
＜一定の実務経験＞
  - ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
  - ②現に相談支援業務に従事している
- 主任相談支援専門員研修を創設（現任研修受講後3年以上の実務経験を  
経て受講可）

## 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



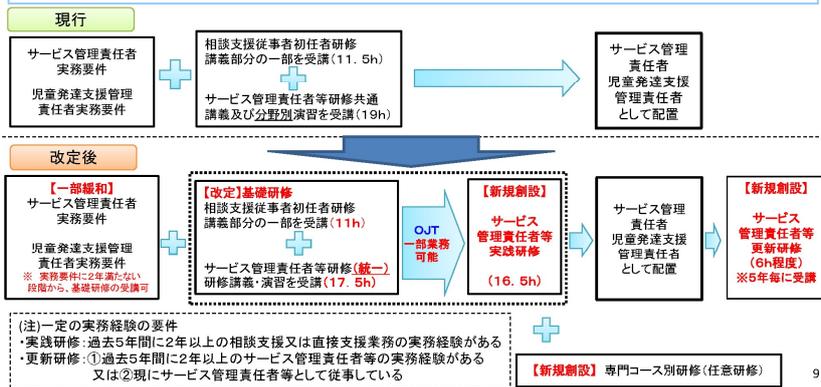
## 相談支援専門員・サービス管理責任者等の研修制度の見直し

### 【サービス管理責任者等研修の研修制度の見直し(平成31年度から変更)】

- 介護、就労など5つに分かれていた分野がなくなり共通で実施
- 研修を「基礎研修」、「実践研修」、「更新研修」に分け、実践研修・更新研修の受講に一定の実務経験の要件を設定  
 <一定の実務経験>
  - 実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
  - 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している
- サービス管理責任者等として配置されるためには実践研修の修了が必要  
(ただし、新体系移行時に実務経験を満たす者等について、一定期間、基礎研修終了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定)
- 基礎研修修了者はサービス管理責任者等の一部の業務を行うことは可能
- 更新研修は5年ごとに受講が必要
- 旧体系研修受講者(平成30年度までのサービス管理責任者等研修の修了者)は平成35年度末までに更新研修の受講が必要
- 直接支援業務による実務経験の必要年数を10年⇒8年に緩和

### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための**共通基盤**を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新体系移行時に実務要件を満たさず者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。



### サービス管理責任者等の配置に係る猶予措置の延長

障害福祉サービス事業所等の開設の日から起算して1年間は、実務経験を満たす者については研修修了の要件を満たしている者とみなす規定(猶予措置)の終了時期について

平成30年3月31日 ⇒ 平成31年3月31日 に延長

### 今年度のサービス管理責任者等研修の予定

- 昨年度とほぼ同様の時期・規模で実施予定
- 大まかな開催スケジュールが決まり次第、障害福祉情報サービスかながわでお知らせします

## 4. 情報公表制度について

### 障害福祉サービス等情報公表制度

#### 制度の概要

- 改正障害者総合支援法等により新たに創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」がこの4月から施行される。
- この制度は、利用者の障害福祉サービス等の選択に資するよう、
  - ① 事業者に対し、障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告
  - ② 都道府県知事等に対し、事業者から報告を受けた当該情報の公表の2つを義務づけるもの。
- 公表対象となる事業者  
指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定（一般・特定）相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者  
※基準該当サービスは対象外
- 情報の報告・公表方法
  - ・ 事業者は独立行政法人福祉医療機構（WAM）が今年度中に新たに立ち上げる「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて情報を入力し、都道府県等へ報告
  - ・ 都道府県等は事業者からの報告内容を同システムで受理・確認のうえ公表する。

※4月以降、各事業者に報告依頼を发出する予定です。  
期限内の報告をお願いします。

## ○報告・公表事項

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○事業所等を運営する法人等に関する事項 ・名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日
	事業所等	○サービスを提供する事業所等に関する事項 ・名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○サービスに従事する従業者に関する事項 ・従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○サービスの内容に関する事項 ・運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○利用料等に関する事項 など
②運営情報		○利用者の権利擁護の取組 ○サービスの質の確保の取組 ○相談・苦情等への対応 ○サービスの評価、改善等の取組 ○外部の者等との連携 ○適切な事業運営・管理の体制 ○安全・衛生管理等の体制 ○情報の管理、個人情報保護等の取組 ○その他（従業者の研修の状況等）

## 5. 指定申請及び体制届 について

## 新サービスの指定申請について

〈新規申請書の提出期限〉  
事業所指定を受けようとする月の  
前月の15日まで。

- ※15日が休日の場合はその直前の平日が期限です。
- ※5/1付での指定を受けたい場合は、4/13が締め切りです。
- ※新サービスの提出期限については、必ず指定権者に  
問い合わせ確認してください。

○事業所開設を予定されている方は、各指定権者にお問い合わせください

。

【横浜市】

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 045-671-3601

【川崎市】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 FAX 044-200-3932

【相模原市】

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 042-707-7055

【横須賀市】

横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411

【上記以外】

神奈川県福祉子ども未来局福祉部障害福祉課事業支援グループ 045-210-4732

〈お問い合わせ受付時間〉

平日 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

## 体制届について

○平成29年度における利用実績等に基づき、平成30年度の各加算等の算定状況を提出してください。

〈提出の必要がある事業所〉

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を行うすべての事業所
- (2) 療養介護を行うすべての事業所
- (3) 生活介護を行うすべての事業所
- (4) 共同生活援助を行うすべての事業所
- (5) 施設入所支援を行うすべての障害者支援施設
- (6) 自立訓練（生活訓練(宿泊型を含む)、機能訓練）を行うすべての事業所
- (7) 就労移行支援を行うすべての事業所
- (8) 就労継続支援A型、就労継続支援B型を行うすべての事業所
- (9) 短期入所事業を行うすべての事業所
- (10) 地域移行支援を行うすべての事業所

○ 障害者支援施設で実施する居間実施サービスも該当するサービス種類ごとにすべての届出の提出が必要です。

○ 一般相談支援（地域定着支援のみ）を実施する事業所については、届出の必要はありません。

○ みなしでサービス管理責任者を配置していた事業所は、要件を満たしていると分かる書類を添付してください。（実務経験証明書、研修修了証の写し、資格証の写し等。）

## 体制届の提出期限について

○ 平成30年4月16日（月）締切【必着】

※ 処遇改善（特別）加算の届出についても同様です。

介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）  
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書の掲載箇所

<掲載箇所>

○介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「6. お知らせ（県内共通）」→「4 平成30年度体制届に関するお知らせ」

○福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「6. お知らせ（県内共通）」→「3福祉・介護職員処遇改善加算に関するお知らせ」

## 1. 居住系サービス

## 共同生活援助①

### ○ 基本報酬の見直し

非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

### ○ 新たな種類の創設（日中サービス支援型）

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新しい類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」を創設。（詳細は次ページ参照）

### ○ 看護職員配置加算【新設】 70単位/日

共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価。※ 医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算Ⅳのみ可。

### ○ 精神障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日（1年以内）

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

### ○ 強度行動障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日（1年以内）

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価。

## 共同生活援助②

### ○ 自立生活支援加算の見直し

退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算について、地域生活への移行を促進する観点から、回数を拡充。

【旧】  
入居中 1回  
退去後 1回  
※1回500単位



【新】  
入居中 2回  
退去後 1回  
※1回500単位

### ○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

（介護サービス包括型・日中サービス支援型）

平成30年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33年3月31日まで延長。

※ 新たな類型である日中サービス支援型も、当該経過措置の対象。

### 共同生活援助③ 【新たな類型 日中サービス支援型について】

- 短期入所（併設型又は単独型）の必置  
 地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供を行い、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。
- 支援体制
  - ・本類型は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することが基本。障害支援区分は問わず、利用者が他の日中活動サービスを利用することは可能。
  - ・従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置。（3：1、4：1、5：1）
- 夜勤職員加配加算【新設】 149単位／日  
 本類型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、加配する場合は、加算を算定。
- 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について  
 本類型は、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る必要がある。よって、表記協議会等に定期的に（年1回以上）事業の実施状況等の報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。  
 また、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。

### 短期入所①

①- 1

#### ○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」が創設されます。

#### 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準の取扱い

- ① 併設型・空床型  
 現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
- ② 単独型  
 現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

#### 短期入所サービス費（1日につき）

- イ 福祉型短期入所サービス費
- (1) 福祉型短期入所サービス費(I)
- ～
- (4) 福祉型短期入所サービス費(IV)



#### 短期入所サービス費（1日につき）

- イ 福祉型短期入所サービス費
- (1) 福祉型短期入所サービス費(I)
- ～
- (4) 福祉型短期入所サービス費(IV)
- (5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)
- （一）区分6 ～ （五）区分1及び区分2
- (6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)
- （一）区分6 ～ （五）区分1及び区分2
- (7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)
- （一）区分3

## 短期入所①

①-2

## ○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- 福祉型短期入所サービス費についても、現行区分から加算単位が変更となります。
- 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害者サービス）  
平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）については、変更となる市町村がありますので、ご確認ください。

&lt;現行&gt;

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

&lt;平成30年度以降&gt;



1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

## 短期入所①

①-3

## ○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

	見直し後	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
現行		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
1級地	18%								
2級地	15%			鎌倉市	厚木市				
3級地	12%		横浜市 川崎市			海老名市			
4級地	10%				相模原市 藤沢市	横須賀市 茅ヶ崎市 大和市 座間市 綾瀬市 愛川町			
5級地	6%				逗子市	平塚市 伊勢原市 寒川町	秦野市 葉山町 清川村		山北町
6級地	3%					小田原市	三浦市 二宮町	箱根町	中井町 大井町
その他	0%						大磯町		その他

## 短期入所①

①-4

## ○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

## 短期入所サービス費（1日につき）

## イ 福祉型短期入所サービス費

## (1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一)区分6	892 → 896 単位
(二)区分5	758 → 761 単位
(三)区分4	626 → 629 単位
(四)区分3	563 → 565 単位
(五)区分1及び区分2	492 → 494 単位

## (2) 福祉型短期入所サービス費(II)

(一)区分6	582 → 584 単位
(二)区分5	510 → 512 単位
(三)区分4	307 → 308 単位
(四)区分3	232 → 233 単位
(五)区分1及び区分2	166 → 167 単位

## (3) 福祉型短期入所サービス費(III)

(一)区分3	758 → 761 単位
(二)区分2	595 → 597 単位
(三)区分1	492 → 494 単位

## (4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

(一)区分3	510 → 512 単位
(二)区分2	269 → 270 単位
(三)区分1	166 → 167 単位

## 短期入所サービス費（1日につき）

## イ 福祉型短期入所サービス費

## (1) 福祉型短期入所サービス費(I)

～

## (4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

## (5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)

(一)区分6	1,096 単位
(二)区分5	962 単位
(三)区分4	829 単位
(四)区分3	766 単位
(五)区分1及び区分2	695 単位

## (6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)

(一)区分6	785 単位
(二)区分5	713 単位
(三)区分4	509 単位
(四)区分3	434 単位
(五)区分1及び区分2	367 単位

## (7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)

(一)区分3	962 単位
--------	--------

## 短期入所①

①-5

## ○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算が創設されます。

なお、受入の体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算が創設されます。

## 判定スコア

(1) レスピレーター管理	(7) IVH
(2) 気管内挿管、気管切開	(8) 経管（経鼻・胃ろう含む）
(3) 鼻咽頭エアウェイ	(9) 腸ろう・腸管栄養
(4) 酸素吸入	(10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
(5) 1回/時間以上の頻回の吸引	(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）
6回/日以上の頻回の吸引	(12) 定期導尿（3/日以上）
(6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用	(13) 人工肛門

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位/日

《重度児者対応支援加算【新設】》 30単位/日

《常勤看護職員等配置加算【新設】》

イ 利用定員が6人以下 10単位/日

ロ 利用定員が7人以上12人以下 8単位/日

ハ 利用定員が13人以上17人以下 6単位/日

ニ 利用定員が18人以上 4単位/日

## 短期入所②

②- 1

### ○看護職員による訪問の充実、医療的ケア児者への支援の充実

福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分が創設されます。

医療連携体制加算については、さらに長時間支援を評価する区分が創設されます。

#### 《医療連携体制加算の拡充》

##### 【現行】

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位/日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位/日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位/日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位/日

##### 【見直し後】

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位/日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位/日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位/日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位/日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位/日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位/日（利用者1人）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位/日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用します。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可です。

## 短期入所③

③- 1

④- 1

### ○運営方法やサービス提供規模の適正化

「福祉型強化短期入所サービス費」の創設にあたり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所サービスの提供については、減算又は制限されます。

《大規模減算【新設】》 所定単位数の90%を算定  
※単独型で20床以上の場合

## 短期入所④

### ○長期（連続）利用日数の上限設定

長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とします。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間が設けられます。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能としますが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認められます。

**短期入所⑤**

⑤- 1

**○ 年間利用日数の適正化**

年間利用日数については、1年の半分（180日）を超えないようにすることを計画相談支援の指定基準に位置付けます。

ただし、④⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めることがあります。

**施設入所支援①****○夜勤職員配置体制加算**

利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するために、夜勤職員配置体制加算の単位数が増加しました。

**【現行】**

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が21人以上40人以下 | 49単位/日 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 41単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上      | 36単位/日 |

**【見直し後】**

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が21人以上40人以下 | 60単位/日 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 48単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上      | 39単位/日 |

### 施設入所支援②

#### ○重度障害者支援加算(Ⅱ)に係る算定要件の経過措置の延長

平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置が、平成31年3月31日まで延長されました。

### 施設入所支援③

#### ○地域移行加算

入所中の加算限度回数が増加しました。

##### 【現行】

- (1)入所中1回 500単位
- (2)退所後1回 500単位



##### 【見直し後】

- (1)入所中2回 500単位
- (2)退所後1回 500単位

### 施設入所支援④

#### ○体験利用の促進

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、指定地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合等に、所定単位数に代えて算定する加算が創設されました。

体験宿泊支援加算【新設】	120単位
--------------	-------

### 自立訓練①

#### ○対象者の見直し

機能訓練・生活訓練ともに障害の区別なく利用が可能になり、視覚障害者に対する歩行訓練等が生活訓練としても実施できるようになりました。

##### 【現行】

生活訓練サービス費（Ⅱ）

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 所要時間1時間未満 | 245単位/日 |
| (2) 所要時間1時間以上 | 564単位/日 |



##### 【見直し後】

生活訓練サービス費（Ⅱ）

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 所要時間1時間未満      | 248単位/日 |
| (2) 所要時間1時間以上      | 570単位/日 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 | 732単位/日 |

※生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止。

### 自立訓練②

#### ○リハビリテーション加算の見直し(機能訓練)

頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算が拡充されました。

##### 【現行】

リハビリテーション加算 20単位/日



##### 【見直し後】

- (1)リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日
- (2)リハビリテーション加算(Ⅱ) 20単位/日

### 自立訓練③

#### ○利用者の障害特性等に応じた訓練の評価(生活訓練)

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算が創設されました。

個別計画訓練支援加算【新設】 19単位/日

### 自立訓練④

#### ○中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価 (機能訓練・生活訓練)

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問について、移動コストを勘案することとし、特別地域加算が創設されました。

特別地域加算【新設】 1回につき、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算

### 自立訓練⑤

#### ○一般就労後の定着実績の評価(機能訓練・生活訓練)

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算が創設されました。

##### 就労移行支援体制加算【新設】

(機能訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下	57単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日

(生活訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下	54単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日

### 自立訓練⑥

#### ○精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価 (宿泊型自立訓練)

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等が実施した場合に、支援を評価する加算が創設されました。

精神障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

### 自立訓練⑦

#### ○障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価(宿泊型自立訓練)

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものに対して、自立訓練計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算が創設されました。

強度行動障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

### 3. 訪問系サービス

#### 居宅介護①

##### ○同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】

同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- 以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。
- ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

- イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者  
ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）  
ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

#### ポイント

- 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は、同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化するものです。

## 居宅介護②

### ○初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

#### ポイント

- ・サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件の内「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所については、基本報酬が減算されます。

## 居宅介護③

### ○居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

#### ポイント

- ・居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして必要な研修については、詳細が明らかになり次第、お知らせします。
- ・基本報酬の減算はありません。

## 居宅介護④

### ○福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

〔見直し後〕

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、**公認心理師**、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

### ポイント

- ・精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、「公認心理師」と連携した場合を、新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価します。
- ・第1回公認心理士試験は平成30年9月9日（日）に実施される予定です。

## 重度訪問介護①

### ○病院等に入院中の支援の評価

#### 《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 上記は改定の一部であり、他の時間の単位も改定されます。

#### 《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

### ポイント

- ・障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む）中に、利用者が病院等の職員と意思疎通を図るためのコミュニケーション支援等を提供することを評価するものです。

## 重度訪問介護②

### ○意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

#### ≪2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し≫

[現行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

### ポイント

- ・障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業員により支援が行われる場合に、その利用者の支援に熟練した従業員が同行して支援を行うことを評価します。

## 重度訪問介護③

### ○外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する。

### ポイント

- ・同行援護及び行動援護についても同様です。

## 同行援護①

### ○基本報酬の見直し

【旧】		→	【新】	
イ 身体介護を伴う場合			所要時間30分未満	184単位
所要時間30分未満	256単位	所要時間30分以上1時間未満	291単位	
所要時間30分以上1時間未満	405単位			
ロ 身体介護を伴わない場合				
所要時間30分未満	105単位			
所要時間30分以上1時間未満	199単位			

※ 上記は改定の一部であり、他の時間の単位も改定されます。

### ポイント

- ・同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本としますが、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化します。  
なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」ときの要件となります。
- ・現在利用している方に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り、改定前の報酬を算定することができます。

## 同行援護②

### 《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### ポイント

- ・盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設します。
- ・この加算は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児についても算定できますが、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している事業所においては、別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法」についてを参照してください。

### 同行援護③

#### 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

##### 〈同行援護のヘルパーの要件の見直し〉

[現行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（地域生活支援事業における、盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。）

ロ、ハは変更なし。

##### 〈上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】〉

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

#### 〈同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し〉

[現行]

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの
  - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
  - （2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）
  - （3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの
    - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
    - （2）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- ロは、変更なし。

#### ポイント

- ・同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置については、廃止となります。
- ・盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなしますが、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数が減算されます。

## 行動援護①

### ○支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止 ≪支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し≫

[現行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

### ポイント

- ・支援計画シート等が未作成であっても減算されないという経過措置は廃止されます。

## 重度障害者等包括支援①

### ○基本報酬の見直し

【旧】

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲） 802 単位

ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲） 781 単位

ハ 短期入所の場合 892 単位

ニ 共同生活援助の場合 961 単位



【新】

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合

(1) 所要時間1 時間未満の場合 201 単位

(2) 所要時間1 時間以上の場合 301 単位に所要時間1 時間30 分から計算して所要時間30 分を増すごとに100 単位を加算した単位数

(3) 所要時間12 時間以上の場合 2,499 単位数に所要時間12 時間30 分から計算して所要時間30 分を増すごとに98 単位を加算した単位数

ロ 短期入所の場合 946 単位

ハ 共同生活援助の場合 997 単位

## ポイント

- ・短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直します。
- ・他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止します。
  - イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合、支給決定単位数とします。
  - ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合、実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とします。
- ・重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加します。

## 重度障害者等包括支援②-1

### 《算定できる加算の見直し》

重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおりとする。なお、算定要件は基本的には各サービスの要件のとおりとする。

[現行]

- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「居宅介護等」という。）において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

## 重度障害者等包括支援②-2

[見直し後]

- ・ 2人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 送迎加算（短期入所において算定可能）
- ・ 初回加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

ポイント

・ 重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとします。

## 重度障害者等包括支援③

○サービス提供責任者の要件の緩和

◀サービス提供責任者の配置基準の見直し▶

[現行]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

[見直し後]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

ポイント

・ 相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止します。

## 重度障害者等包括支援④

### ○重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し ≪重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し≫

[現行]

- ・名称：重度障害者等包括支援サービス利用計画
- ・内容：具体的なサービスの内容等
- ・作成過程：サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う「サービス担当者会議」を開催する。

[見直し後]

- ・名称：重度障害者等包括支援計画
- ・内容：具体的なサービスの内容等（利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。）
- ・作成過程：重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
- ・その他：原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

### ポイント

- ・障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直します。

## 3. 就労系サービス

## 就労系サービスにおける共通的事項①

### 【就労移行支援、就労継続支援】

#### ○就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し

施設外就労については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことが要件だが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする

#### ポイント

- ・施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件は廃止。

#### 【旧】

1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき加算。



#### 【新】

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき加算。

## 就労系サービスにおける共通的事項②

### 【就労移行支援、就労継続支援】

#### ○在宅利用時の生活支援サービスの評価

就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

- ・在宅時生活支援サービス加算（新設） 300単位/日  
在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### 就労系サービスにおける共通的事項③ 【就労移行支援、就労継続支援】

#### ○離島等（※）における在宅利用時の要件の緩和

在宅利用者は、月に1日は事業所内にて訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件に基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。

（※）離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

### 就労系サービスにおける共通的事項④ 【就労移行支援、就労継続支援】

#### 【旧】

在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に基本報酬の算定を可とする。

- ・事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内にて訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。



#### 【新】

離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に基本報酬の算定を可とする。

- ・事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

#### ○利益供与等の禁止の強化

利用者による障害福祉サービス事業者の選択は、各事業者のサービス内容や質に基づき障害者が自ら判断すべきであることから、金品授受による利用者誘引行為や就労斡旋行為を禁止する。

## 就労系サービスにおける共通的事項⑤

### 【就労移行支援、就労継続支援】

#### ○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し

日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。

【旧】  
300単位/日



【新】

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)  
500単位/日(初日から5日目まで)  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
- ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)  
250単位/日(6日目から15日目まで)  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

## 就労移行支援①

#### ○ 基本報酬の見直し

一般就労への移行実績だけでなく、就職後の定着をも実績として評価するため、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。また、定着実績に応じた基本報酬とすることから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算は廃止する。就労定着支援体制加算は就労定着支援が新たに創設されたため廃止。

#### ポイント

- ・事業所開設後2年間を経過していない事業所は現行と同様の基本報酬(就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数)を算定する。
- ・就労定着支援体制加算については、平成30年4月から就労定着支援を利用する場合、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスの説明や新たな支給決定事務も生じることから、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能。この場合の単位数は、現行の単位数の2分の1にする。

## 就労移行支援②

【旧】・就労移行支援サービス費（1日につき）  
 イ就労移行支援サービス費（I）  
 （1）利用定員が20人以下 804単位



【新】・就労移行支援サービス費（1日につき）  
 イ就労移行支援サービス費（I）  
 （1）利用定員が20人以下

（一）就職後6月以上定着率が5割以上	1,089単位
（二）就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	935単位
（三）就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	807単位
（四）就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	686単位
（五）就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	564単位
（六）就職後6月以上定着率が0割超1割未満	524単位
（七）就職後6月以上定着率が0	500単位

## 就労移行支援③

【旧】（2）利用定員が21人以上40人以下 711単位  
 以下、省略



【新】（2）利用定員が21人以上40人以下

（一）就職後6月以上定着率が5割以上	999単位
（二）就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	841単位
（三）就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	714単位
（四）就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	627単位
（五）就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	513単位
（六）就職後6月以上定着率が0割超1割未満	464単位
（七）就職後6月以上定着率が0	442単位

以下、省略

### 就労移行支援④

#### ○ 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

作業療法士を配置している就労移行支援事業所は、配置していない事業所と比べ、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに有資格者として評価する。

##### 【旧】

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  
15単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  
10単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。



##### 【新】

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  
15単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  
10単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

### 就労移行支援⑤

#### ○ 通勤のための訓練の実施

指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤の訓練を実施しなければならない。

本項目については、運営規程に定める必要があるため、各指定権者に運営規程の変更に係る変更届を提出すること。また、その際は期限を設定したうえで提出を求めらるので、準備をしておくこと。

#### ○ 通勤訓練を実施した場合の評価

外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

- 通勤訓練加算（新設） 800単位/日  
外部から専門職員を招いて、視覚障害のある利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

## 就労移行支援⑥

### ○ 就労支援関係研修修了加算の見直し

就労支援関係修了加算については、半数程度の事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

【旧】  
研修修了者を就労支援員として配置している場合 11 単位



【新】  
研修修了者を就労支援員として配置している場合 6 単位

### ○ サービス利用に係る年齢制限の緩和

雇用保険の適用年齢が65歳以上に拡大され、同じく高齢化が進んでいる障害者においても、65歳を境に就労移行支援の利用に制限を設けることは合理性に欠けるため、年齢制限を緩和

【旧】  
就労を希望する65歳未満の障害者



【新】  
就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）

## 就労継続支援A型①

### ○ 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。

また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数）を算定する。

※基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

## 就労継続支援A型②

### 【旧】

就労継続支援A型サービス費（I）  
（7.5:1）

1) 定員20人以下 584単位

短時間利用減算

1日の平均利用時間が

- 1時間未満の場合 ×30%
  - 1時間以上2時間未満の場合 ×40%
  - 2時間以上3時間未満の場合 ×50%
  - 3時間以上4時間未満の場合 ×75%
  - 4時間以上5時間未満の場合 ×90%
- の基本報酬に対して減算となる。



### 【新】

就労継続支援A型サービス費（I）（7.5:1）

1) 定員20人以下

1日の平均労働時間が

- (一) 7時間以上の場合 615単位
- (二) 6時間以上7時間未満の場合 603単位
- (三) 5時間以上6時間未満の場合 594単位
- (四) 4時間以上5時間未満の場合 586単位
- (五) 3時間以上4時間未満の場合 498単位
- (六) 2時間以上3時間未満の場合 410単位
- (七) 2時間未満の場合 322単位

## 就労継続支援A型③

### ○賃金向上達成指導員配置加算の新設

生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

#### ・賃金向上達成指導員配置加算（新設）

- イ：利用定員が20人以下 70単位/日
- ロ：利用定員が21人以上40人以下 43単位/日
- ハ：利用定員が41人以上60人以下 26単位/日
- ニ：利用定員が61人以上80人以下 19単位/日
- ホ：利用定員が81人以上 15単位/日

### 就労継続支援A型④

#### ○就労移行支援体制加算の評価の見直し

就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

【旧】

就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

26単位/日



【新】

就労継続支援A型を受けた後就労し、就労継続期間が6月に達している者が前年度において1人以上いる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

- (1) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合
- |                   |        |
|-------------------|--------|
| イ：利用定員が20人以下      | 42単位/日 |
| ロ：利用定員が21人以上40人以下 | 18単位/日 |
| ハ：利用定員が41人以上60人以下 | 10単位/日 |
| ニ：利用定員が61人以上80人以下 | 7単位/日  |
| ホ：利用定員が81人以上      | 6単位/日  |
- (2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合
- |                   |        |
|-------------------|--------|
| イ：利用定員が20人以下      | 39単位/日 |
| ロ：利用定員が21人以上40人以下 | 17単位/日 |
| ハ：利用定員が41人以上60人以下 | 9単位/日  |
| ニ：利用定員が61人以上80人以下 | 7単位/日  |
| ホ：利用定員が81人以上      | 5単位/日  |

※就労継続支援A型の利用を経て、他の指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。

### 就労継続支援A型⑤

#### ○サービス利用に係る年齢制限の緩和

雇用保険の適用年齢が65歳以上に拡大され、同じく高齢化が進んでいる障害者においても、65歳を境に就労継続支援A型の利用に制限を設けることは合理性に欠けるため、年齢制限を緩和

【旧】

専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの



【新】

専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満の障害者若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの

## 就労継続支援B型①

### ○ 基本報酬の見直し①

就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。  
また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については廃止する。

【旧】・就労継続支援B型サービス費（1日につき）  
イ 就労継続支援B型サービス費（I）  
（1）利用定員が20人以下 584単位



【新】・就労継続支援B型サービス費（1日につき）  
イ 就労継続支援B型サービス費（I）  
（1）利用定員が20人以下

（一）平均工賃月額が4万5千円以上	645単位
（二）平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	621単位
（三）平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	609単位
（四）平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	597単位
（五）平均工賃月額が1万円以上2万円未満	586単位
（六）平均工賃月額が5千円以上1万円未満	571単位
（七）平均工賃月額が5千円未満	562単位

## 就労継続支援B型②

【旧】（2）利用定員が21人以上40人以下 519単位  
以下、省略



【新】（2）利用定員が21人以上40人以下

（一）平均工賃月額が4万5千円以上	572単位
（二）平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満	552単位
（三）平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満	541単位
（四）平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	531単位
（五）平均工賃月額が1万円以上2万円未満	521単位
（六）平均工賃月額が5千円以上1万円未満	508単位
（七）平均工賃月額が5千円未満	500単位

以下、省略

### 就労継続支援B型③

#### ○ 基本報酬の見直し②

1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（就労継続支援B型サービス費のそれぞれ（六）の単位数）を算定する。

基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

例〈開設後1年間を経過していない事業所〉

【旧】

・ 利用定員20人以下 584単位を算定



【新】

・ （六）平均工賃月額が5千円以上1万円未満 571単位を算定

### 就労継続支援B型④

#### ○ 就労移行支援体制加算の評価の見直し

就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

ポイント

就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

【旧】

・ 就労移行支援体制加算 13単位/日



【新】

・ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定  
 利用定員20人以下 42単位/日  
 利用定員21人以上40人以下 18単位/日  
 利用定員41人以上60人以下 10単位/日  
 利用定員61人以上80人以下 7単位/日  
 利用定員81人以上 6単位/日  
 ・ 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定  
 利用定員20人以下 39単位/日  
 利用定員21人以上40人以下 17単位/日  
 利用定員41人以上60人以下 9単位/日  
 利用定員61人以上80人以下 7単位/日  
 利用定員81人以上 5単位/日

※就労継続支援B型の利用を経て、他の指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。

### 3.生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

#### 生活介護①

##### ○ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

【旧】  
常勤看護職員等配置加算  
※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日



【新】  
イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）  
※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）  
※看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

#### ポイント

看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合に評価する区分を追加。  
ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)を算定している場合は、(Ⅰ)は算定しない。

## 生活介護②

### ○ 常勤看護職員等配置加算の拡充

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理＝8
- (2) 気管内挿管、気管切開＝8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ＝5
- (4) O<sub>2</sub>吸入又はspO<sub>2</sub>90パーセント以下の状態が10パーセント以上＝5
- (5) 6回／日以上以上の頻回の吸引＝3
- (6) ネプライザー6回／日以上または継続使用＝3
- (7) IVH＝8
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）＝5
- (9) 腸ろう・腸管栄養＝8
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）＝8
- (12) 定期導尿（3回／日以上）＝5
- (13) 人工肛門＝5

## 生活介護③

### ○ 重度障害者支援加算の新設

拠点等における専門の人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

《重度障害者支援加算【新設】》

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合  
（体制加算）7単位／日  
※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。  
ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。
- ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合  
（個人加算）180単位／日  
※実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。  
なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

（注）個人加算が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

## 生活介護④

### ○ 開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
  - ・ また、平均利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の新設）。
- なお、送迎に長時間を要する利用者等については、平均利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

【旧】  
開所時間減算  
※運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合  
（1）開所時間4時間未満 所定単位数の70%を算定  
（2）開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定



【新】  
開所時間減算  
※運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合  
（1）開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算定  
（2）開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定  
  
短時間利用減算【新設】 所定単位数の70%を算定  
※平均利用時間が5時間未満の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合  
※やむを得ず送迎に長時間を要する利用者等については、平均利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

### ポイント

- ・ 『開所時間』＝『営業時間』ですが、運営規程に定める営業時間に送迎のみを実施する時間を含むことはできません。
- ・ 『平均利用時間』とは、前3月において利用者が利用した時間の合計時間を利用日数で除して得た時間（利用日1日当たりの平均利用時間）のこと。

## 生活介護⑤

### ○ リハビリテーション加算の見直し

頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

【旧】  
リハビリテーション加算 20単位/日



【新】  
イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日  
ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20単位/日

### ポイント

- ・ リハビリテーション加算（Ⅰ）は、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に算定可。
- ・ （Ⅱ）は、実施計画が作成された、上記の障害者以外の者への指定生活介護等を行った場合に算定。

## 生活介護⑥

### ○ 就労移行支援体制加算の新設

生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

### ポイント

生活介護の利用を経て、指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。

## 生活介護⑦

### ○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し

日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。

【旧】  
300単位/日



【新】

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)  
500単位/日(初日から5日目まで)  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
- ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)  
250単位/日(6日目から15日目まで)  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）①

### ○ 対象者の見直し

障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

### ○ 生活訓練サービス費の見直し

【旧】  
生活訓練サービス費（Ⅰ）  
（1）所要時間1時間未満245単位/日  
（2）所要時間1時間以上564単位/日



【新】  
生活訓練サービス費（Ⅱ）  
（1）所要時間1時間未満 248単位/日  
（2）所要時間1時間以上 570単位/日  
（3）視覚障害者に対する専門的訓練732単位/日

※生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）②

### ○ リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

・頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

【旧】  
リハビリテーション加算 20単位/日



【新】  
イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日  
ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20単位/日

### ポイント

リハビリテーション加算（Ⅰ）は、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に算定可。

（Ⅱ）は、実施計画が作成された、上記の障害者以外の者への指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に算定。

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）③

#### ○ 個別計画訓練支援加算の新設（生活訓練）

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

《個別計画訓練支援加算【新設】》 19単位/日

#### ポイント

○次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たす場合に算定。

- (1)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分認定調査項目である「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。
- (2)個別訓練実施計画に基づく訓練を実施することや、利用者の状態を定期的に記録すること。
- (3)個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて計画を見直していること。
- (4)指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。
- (5)(4)に掲げる利用者以外の利用者については、事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

※個別訓練実施計画は、地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間の中で重点的に個別の訓練を行う計画であり、様式を問うものではないが、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価が必要となる。

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）④

#### ○ 精神障害者地域移行特別加算の新設（生活訓練）

- ・運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置。
  - ・指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成。
  - ・当該計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- ただし、地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）⑤

### ○ 強度行動障害者地域移行特別加算の新設（生活訓練）

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位

### ポイント

- ・当該加算の算定には、「サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の修了者を1人以上配置していること」、「生活支援員のうち、強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が20%以上であること」が必要です。
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者とは、障害支援区分認定調査の結果に基づき、調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」などの行動関連項目について、その行動関連項目が見られる頻度等により算出した点数の合計が10点以上のもの。

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）⑥

### ○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し（機能訓練・生活訓練）

日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。

【旧】  
300単位/日



- 【新】
- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  
500単位/日（初日から5日目まで）  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
  - ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  
250単位/日（6日目から15日目まで）  
+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）⑦

### ○ 就労移行支援体制加算の新設（機能訓練・生活訓練）

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》	
（機能訓練の場合）	
イ 利用定員が20人以下	57単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日
（生活訓練の場合）	
イ 利用定員が20人以下	54単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日

### ポイント

自立訓練の利用を経て、指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。

# 資料②

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1  
(平成 30 年 3 月 30 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 共生型サービス	1
(3) 地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
2. 訪問系サービス	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	16
(4) 行動援護	18
3. 生活介護、短期入所	18
(1) 生活介護	18
(2) 短期入所	20
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	21
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(2) 自立生活援助	22
(3) 共同生活援助	24
5. 相談支援	27
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	27
(2) 地域移行支援・地域定着支援	32
6. 障害児支援	33
(1) 障害児支援共通	33
(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）	34
(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）	35
(4) 障害児入所支援	40

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

### (1) 加算等の届出

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

平成30年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、平成30年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は平成30年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

### (2) 共生型サービス

(書類の省略)

問2 平成30年4月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「居宅介護」、「重度訪問介護」、「生活介護」、「短期入所」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型居宅介護」、「共生型重度訪問介護」、「共生型生活介護」、「共生型短期入所」、「共生型自立訓練（機能訓練）」、「共生型自立訓練（生活訓練）」、「共生型児童発達支援」「共生型放課後等デイサービス」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。

(答)

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするために、「指定の特例」を設けたものであることから、従前通り「居宅介護」、「重度訪問介護」、「生活介護」、「短期

入所」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービス等の指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（＊）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、介護保険事業所の指定申請の際に、既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添資料1を参照されたい。

（＊）地域密着型通所介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を申請する場合の指定申請先は市町村であるが、申請書又は書類の提出は、地域密着型通所介護事業所の指定申請の際に、既に市町村に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※ 介護保険事業所が、「共生型サービスの指定の特例」を受けることなく、通常の障害福祉サービス等の指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

（利用定員、利用人数の考え方）

問3

- ① 共生型通所介護を併設する指定生活介護事業所において基本報酬を算定する際に、人数の区分の考え方はどうなるか。
- ② 介護保険制度の指定通所介護事業所等が、障害者へ生活介護を提供する場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように取り扱うべきか。
- ③ 共生型通所介護事業所を併設する指定生活介護事業所における人員欠如減算の考え方はどうなるか。

（答）

- ① 指定生活介護の利用者（障害者）と共生型通所介護の利用者（要介護者）の合計数が属する区分の基本報酬を算定する。
- ② 共生型生活介護事業所の定員については、障害給付の対象となる利用者（障害児者）と介護給付の対象となる利用者（要介護者）との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。  
※ 共生型短期入所事業所についても同様の取扱いとする。
- ③ 指定生活介護の利用者（障害者）と共生型通所介護の利用者（要介護者）

の合計数に対して必要となる従業員数を満たさない場合に人員欠如減算を適用する。

この場合において、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。

※ ①～③については、共生型通所介護事業所を併設する指定生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

(短時間利用減算)

問4 共生型生活介護事業所における短時間利用減算の考え方について、共生型生活介護の利用者（障害者）と指定生活介護の利用者（要介護者）の合計数のうち、5時間未満の利用者の合計数の割合が50%以上の場合に減算を適用するのか。

(答)

共生型生活介護事業所においては、共生型生活介護の利用者（障害者）のうち、5時間未満の利用者の合計数の割合が50%以上の場合に減算を適用する。

※ 共生型通所介護事業所を併設する指定生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

(利用定員)

問5 地域密着型通所介護事業所において共生型生活介護を行おうとした場合であっても、最低基準で求められる利用定員を満たす必要があるか。

(答)

地域密着型通所介護事業所においては、最低基準で求める利用定員以下であっても、共生型生活介護を行うことができる。

(個別支援計画の作成、サービス管理責任者の配置)

問6 共生型サービスにおいても、指定基準の個別支援計画の策定とサービス管理の責務に関する規程が準用されているが、これはサービス管理責任者の配置が必須ということか。

(答)

事業所にサービス管理責任者を配置した場合には個別支援計画の策定が必要であるが、サービス管理責任者の配置は必須ではない。

ただし、サービス管理責任者を配置しない事業所においても個別支援計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそ

のとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

なお、サービス管理責任者配置等加算を算定する場合には、加算の要件のサービス管理責任者を配置し、個別支援計画の策定等を担わせること。

(サービス管理責任者配置等加算)

問7 地域貢献活動とは具体的に何か。

(答)

「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つための取組をいう。

(人員配置体制加算（生活介護）)

問8 介護の指定通所介護事業所において、共生型生活介護を行う場合について、

- ① 人員配置体制加算においては、共生型生活介護の利用者（障害者）と指定通所介護の利用者（要介護者）の合計数のうち、障害支援区分5又は区分6に該当する者等の割合が、加算の算定要件を満たす必要があるか。その際、要介護者の区分はどう考えるか。
- ② 共生型生活介護に従事する生活支援員等の員数が加算の算定要件を満たしていることが必要か。また、共生型生活介護と指定通所介護に従事する従業者の員数の合計数が加算の算定要件を満たしていることが必要か。

(答)

① 共生型生活介護の利用者（障害者）と指定通所介護の利用者（要介護者）の合計数でのうち、障害支援区分5又は区分6に該当する者等の割合が、加算の算定要件を満たす必要がある。その際、要介護者については障害支援区分5とみなすこと。

② 共生型生活介護と指定通所介護に従事する従業者の員数の合計数が加算の算定要件を満たしていることが必要である。

※ ①、②とも共生型通所介護を併設する指定生活介護においても同様。

(送迎加算)

問9 共生型生活介護を行う介護の指定通所介護事業所において、送迎加算を算定する場合、算定要件の利用者数には、指定通所介護の利用者（要介護者）を含むか。

また、利用者数に含む場合、障害支援区分5又は区分6の利用者の割合を算出するにあたっては、指定通所介護事業所の利用者（要介護者）を含めて算出するのか。

(答)

含まない。

※ 共生型通所介護を行う指定生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

(共生型短期入所（福祉型強化）)

問10 介護の指定短期入所生活介護において共生型短期入所を行う場合において、指定短期入所生活介護事業所に看護職員が配置されている場合、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定するためには当該看護職員に加えて1名の看護職員を配置する必要があるのか。

(答)

指定短期入所生活介護事業所に看護職員が配置されている場合は、当該看護職員をもって共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定要件である看護職員の配置を満たすものとする。

(短期入所)

問11 小規模多機能型居宅介護において、日中は介護保険サービスの訪問介護を利用し、夜間は障害福祉サービスの共生型短期入所を利用する場合、共生型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれを算定するのか。

(答)

共生型短期入所サービス費（Ⅱ）を算定する。

(重度障害児・障害者対応支援加算)

問12 介護保険の指定短期入所生活介護事業所において共生型短期入所を行う場合、重度障害児・障害者対応支援加算の算定要件である共生型短期入所事業所の利用者の数の100分の50とは、共生型短期入所の利用者（障害者）のみに対するの割合か。共生型短期入所（障害者）と指定短期入所生活介護（要介護者）の利用者の数の合計数に対するの割合か。

(答)

共生型短期入所（障害者）と指定短期入所生活介護（要介護者）の利用者の数の合計数に対するの割合である。その際、要介護者については障害支援区分5と

みなすこと。

### (3) 地域生活支援拠点等

(運営規程)

問13 地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）①)

問14 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）②)

問15 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算（地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算)①)

問16 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

(緊急時受入・対応機能(緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算))

問17 「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。

(答)

例えば、

- ・ 介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
  - ・ 介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合
  - ・ 虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合
  - ・ 大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合
- 等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(緊急時受入・対応機能(定員超過特例加算②))

問18

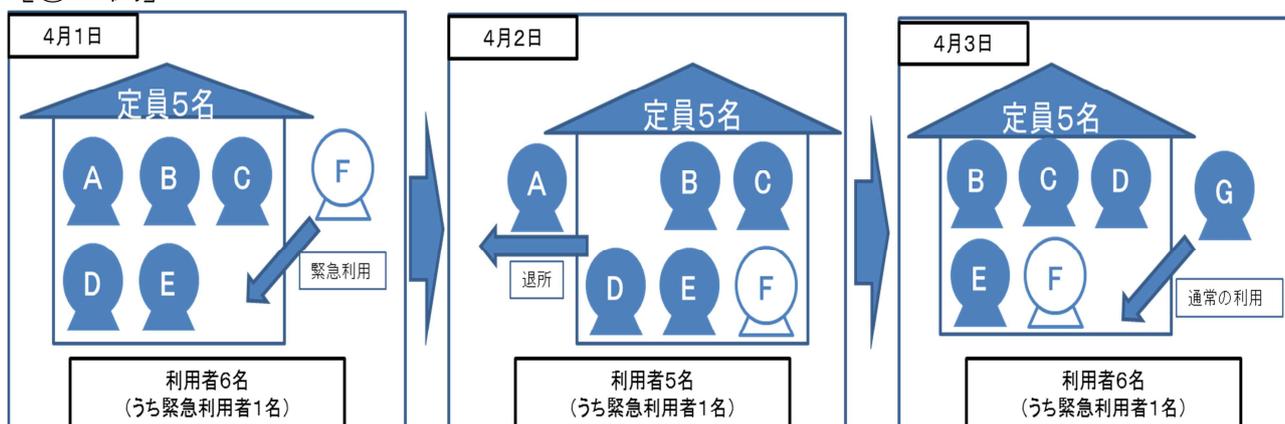
- ① 緊急の受入れを行ったことで定員超過になり、定員超過特例加算を算定したが、翌日には別の利用者が退所したことで、定員超過が解消され、定員超過特例加算の算定を終了した。その2日後に、元々利用の予約が入っていた利用者を受け入れたことで再び定員超過となった。この場合、改めて定員超過特例加算を算定することはできるか。
- ② 1人の緊急受入れを行ったが、その他に元々予定されていた利用者2人の受入れもあり、合計2人定員を超過した。この場合にも、定員超過特例加算は算定できるのか。また、定員超過減算は適用されないのか。

(答)

- ① 緊急の受入れを行った日から起算して10日以内について、緊急の受入れが要因となって定員超過となっている場合は、定員超過特例加算の算定が可能である。

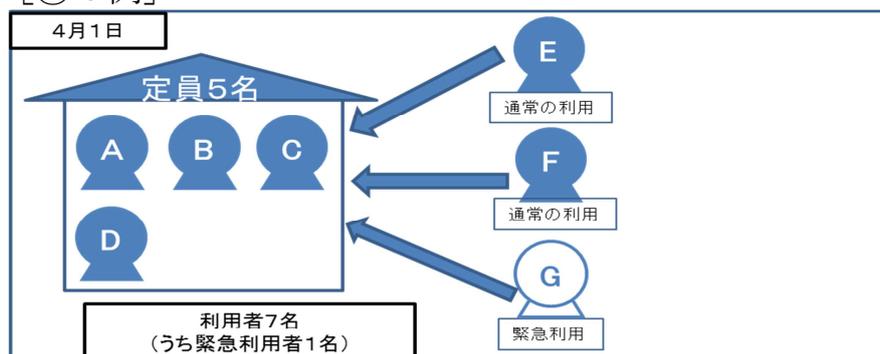
② 緊急の受入れを行った場合であっても、緊急の受入れを要因としない定員超過が生じている場合は、定員超過特例加算は算定できず、定員超過減算の適用となる。

[①の例]



4月1日及び3日については、緊急利用者1名の受け入れが、定員超過の要因となっているため、定員超過特例加算の算定が可能

[②の例]



緊急利用者1名の受け入れの有無によらず、定員超過となっているため、定員超過特例加算の算定は不可。(定員超過減算を適用)

(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算③))

問19 ベッドが満床である場合であっても、やむを得ず緊急の受入れを行う場合は、受け入れることは可能か。

(答)

介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能とする。

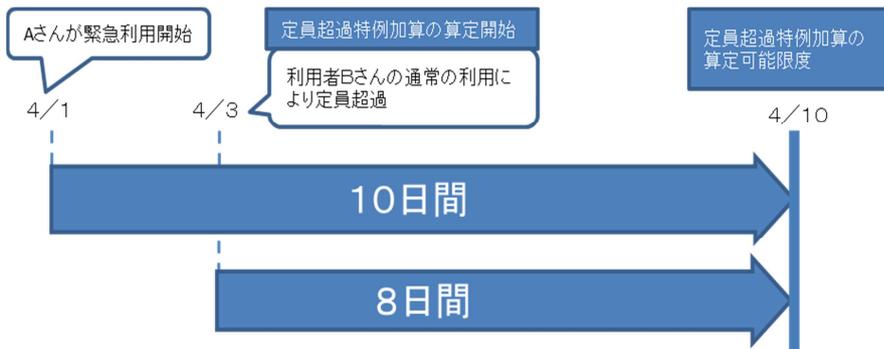
(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算④))

問20 定員超過特例加算の算定が可能な期間について、具体的な取扱い如何。

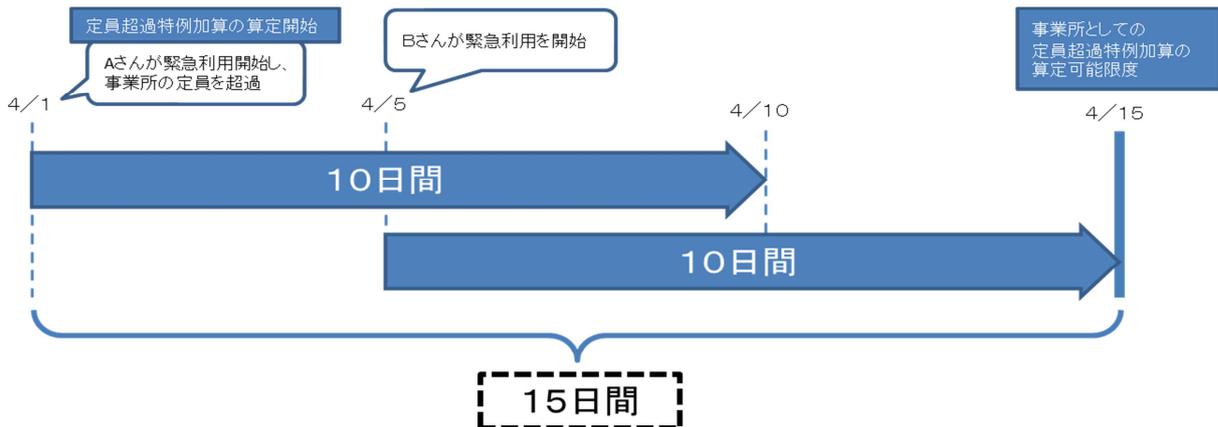
(答)

定員超過特例加算は、緊急利用を行った利用者ごとに、緊急利用を行った日から10日を限度として算定を可能とする。

(例1)



(例2)



(地域の体制づくり機能 (地域体制強化共同支援加算))

問20 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者 (ボランティア、自治会等) を含む。

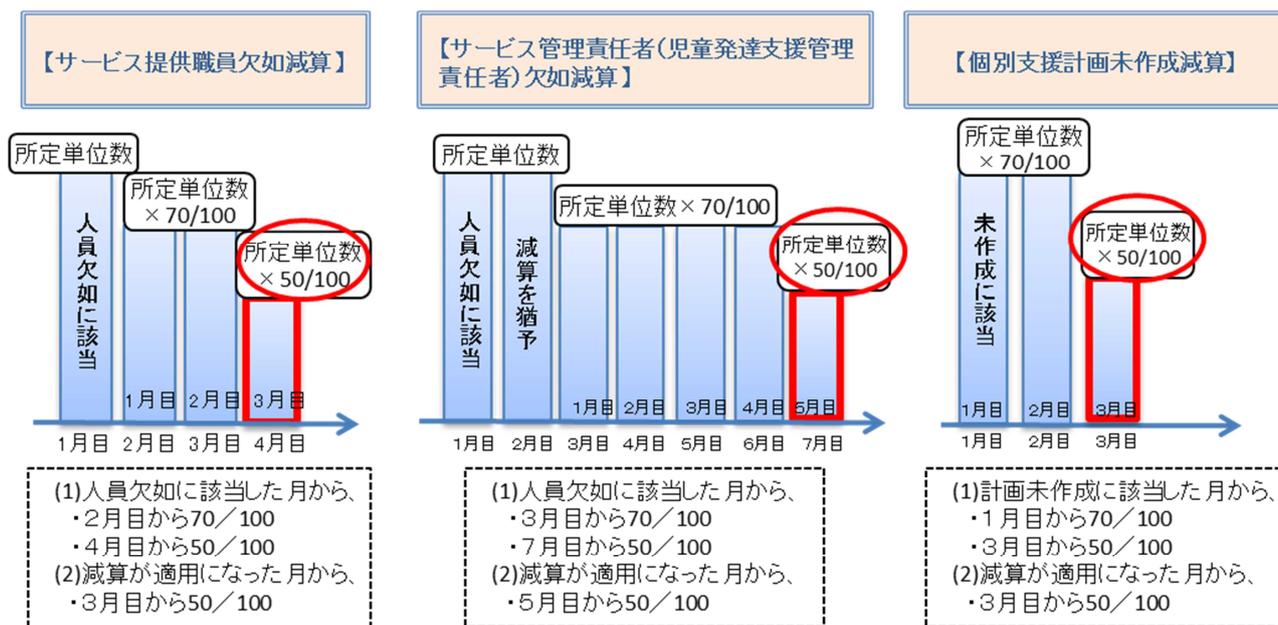
#### (4) その他障害福祉サービス等における横断的事項

(各種減算)

問21 各種減算の単位数について、具体的な取扱い如何。

(答)

以下の通りの取扱いとなる。



(送迎加算)

問22 1回の送迎につき、10人の送迎を行っているが、そのうち1人について同一敷地内への送迎を行った場合、全員について所定単位数の70%を算定するのか。

(答)

同一敷地内の者についてのみ、所定単位数の70%を算定する。

## 2. 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算①)

問23 月の途中に、「同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算」の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

(答)

利用者が、減算対象となる建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ、減算の対象となる。

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算②)

問24 住民票の住所と実際の居住場所が異なる場合は、実際の居住場所で「同一建物居住者」として判断してよいか。

(答)

実際の居住場所で判断する。

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算③)

問25 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

(答)

本減算は、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものであり、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算④)

問26 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者にサービスを提供する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合は減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

(答)

算定月の実績で判断することとなる。

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算⑤)

問27 「同一建物に居住する利用者が、1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答)

この場合の利用者数とは、当該居宅介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう（サービス提供契約はあるが、当該月において、居宅介護サービス費の算定がなかった者を除く）。

（共生型居宅介護について）

問28 指定訪問介護事業所が行う共生型居宅介護のサービス内容は、指定居宅介護と同じく、視覚障害者への代読や代筆等も含むものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。なお、共生型重度訪問介護についても同様である。

## （２）重度訪問介護

（入院中の提供の算定について①）

問29 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

（答）

不要である。

（入院中の提供の算定について②）

問30 これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めることはできるか。

（答）

認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいで差し支えない。

（入院中の提供の算定について③）

問31 入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

（答）

支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

(入院中の提供の算定について④)

問32 重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(入院中の提供の算定について⑤)

問33 入院中の重度訪問介護の利用は、90日を超えて利用することはできないのか。

(答)

入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90日を超える利用を認めることも差し支えない。

ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

(入院中の提供の算定について⑥)

問34 入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

(答)

基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

(入院中の提供の算定について⑦)

問35 「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」(平成28年6月28日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第2の1のロ(病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合)により請求することとなるのか。

(答)

入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は、報酬告示第2の1のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)の報酬を請求されたい。

よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第2の1のロのサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第2の1のイのサービスコードを選択することとなる。

(入院中の提供の算定について⑧)

問36 入院中に重度訪問介護を利用できるのは、障害支援区分6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしてきた者に限られているが、入院中の病院から外出・外泊する場合も同様の取扱いになるのか。

(答)

病院等からの外出・外泊時に重度訪問介護を行う場合、報酬告示第2の1のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)に該当するため、障害支援区分4・5の者や、入院前から重度訪問介護を利用していない者などを含め、重度訪問介護の全ての対象者が利用できるものである。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について①)

問37 「新規に採用された従業者」及び「熟練した重度訪問介護従業者」について、介護福祉士ではないこと又は介護福祉士であること等の要件はあるのか。

(答)

従業者が介護福祉士であること等の要件はないが、「熟練した重度訪問介護従業者」とは、「当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者」であることに留意されたい。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について②)

問38 当該加算の決定はどのように行うのか。

(答)

重度訪問介護の支給決定に当たり、障害福祉サービス受給者証に「同行支援可(○人、○○時間○○分)」と記載されたい。

なお、本加算は、障害支援区分6の利用者の状態像や、重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーのコミュニケーション技術等を踏まえて支給決定するものであることから、基本的には、同行支援を必要とする状況が生じた時点で、支給変更決定等を行うことが想定されるが、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えない。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について③)

問39 「新規に採用された従業者(採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。)」の「およそ」とは、どの程度の期間の幅が認められるのか。

(答)

基本的には、採用後6ヶ月を経過するまでとするが、新規に採用された従業者が、事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6ヶ月を超えて本取扱いの対象としても差し支えない。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について④)

問40 同時に2人の重度訪問の介護従業者が1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に加算する取扱いの場合と同様、この同行支援の加算についても、二人の従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から請求ができるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑤)

問41 新任従業者と熟練従業者の報酬はそれぞれ15%の減算となるが、異なる重度訪問介護事業所で派遣した場合において、熟練従業者の派遣に係る報酬の減算分を、新任従業者が所属する事業所が補填するなどの契約を交わすことはできるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑥)

問42 同行支援中に、新任従業者と熟練従業者が見守りを行っている時間も報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日事務連絡)における問50

### (3) 同行援護

(盲ろう者向け通訳・介助員について①)

問43 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において盲ろう者に支援した経験がある者が、平成33(2021)年3月31日までの暫定的な措置として従業者要件に追加されたが、このことと、盲ろう者に支援した場合に所定単位数の25%の加算を算定できる盲ろう者向け・通訳介助員は同じものを指しているのか。

(答)

「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」を修了した者等をいうが、このうち、同行援護従業者養成研修を修了していなくても同行援護に従事できるのは、平成30年3月31日時点において、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、実際に盲ろう者の支援を行ったことがある者である。

一方、盲ろう者に支援した場合に加算を算定できる要件としている「盲ろう者向け通訳・介助員」は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事していることを要件としていない。

(盲ろう者向け通訳・介助員について②)

問44 盲ろう者向け通訳・介助員は、都道府県が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者のほか、指定都市又は中核市が行う同研修や、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行う研修を修了した者等がいるが、これらの者についても含めるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(障害支援区分の認定について)

問45 同行援護は、障害支援区分の認定調査を受けずとも利用できるが、「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」を算定するに当たっては、当該利用者が障害支援区分の認定調査を受けている必要があるか。

(答)

「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」については、障害支援区分認定調査により障害支援区分3以上の判定を受け、加算対象者として支給決定を受けている必要がある。このため、障害支援区分の判定を受けておらず、同行援護の利用のみを希望する障害者については、障害支援区分3以上に該当すると見込まれる場合に、認定調査を併せて行うこととする。

なお、申請に当たり、利用者が認定調査の実施を望まない場合には、必ずしも認定調査を受ける必要はないが、その場合は、「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」の対象者として支給決定を行わないこと。

(障害児への加算の決定について)

問46 障害児への同行援護の支給決定に当たり、障害支援区分3又は4以上の支援の度合いに相当することについて、どのように判断するのか。

(答)

障害児への同行援護の支給決定に当たり、当該障害児が障害支援区分3以上の支援の度合いに相当することが見込まれる場合とは、5領域11項目の調査を行い、支援の度合いについて判定するものとする。

なお、当該調査結果が、短期入所における障害児支援区分2に相当する場合は、障害支援区分3の支援の度合いに相当するものとして、障害児支援区分3に相当する場合は、障害支援区分4の支援の度合いに相当するものとして取り扱って差し支えない。

(地域生活支援事業との関係について)

問47 地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を利用してきた者は、今後、同行援護を優先的に利用しないといけないのか。

(答)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業と同行援護は、利用者の支援のニーズ等に応じて、いずれの利用も可能である。また、同行援護は、従業者が1人の利用者の支援に専念し、その行った支援に対して報酬を支払うサービスであるが、地域生活支援事業は、支援や支払いの方法等も含めて柔軟に運用できることから、例えば、盲ろう者が会議に参加し、頻回な通訳介助を要し、交代要員として2人目を派遣する必要がある場合などにおいて、同行援護と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を併用することも可能である。

#### (4) 行動援護

(支援計画シート等の作成について)

問48 支援計画シート等に規定の書式はあるのか。

(答)

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、支援計画シート等の様式例をお示しているのので、参照されたい。

### 3. 生活介護、短期入所

#### (1) 生活介護

(短時間利用減算①)

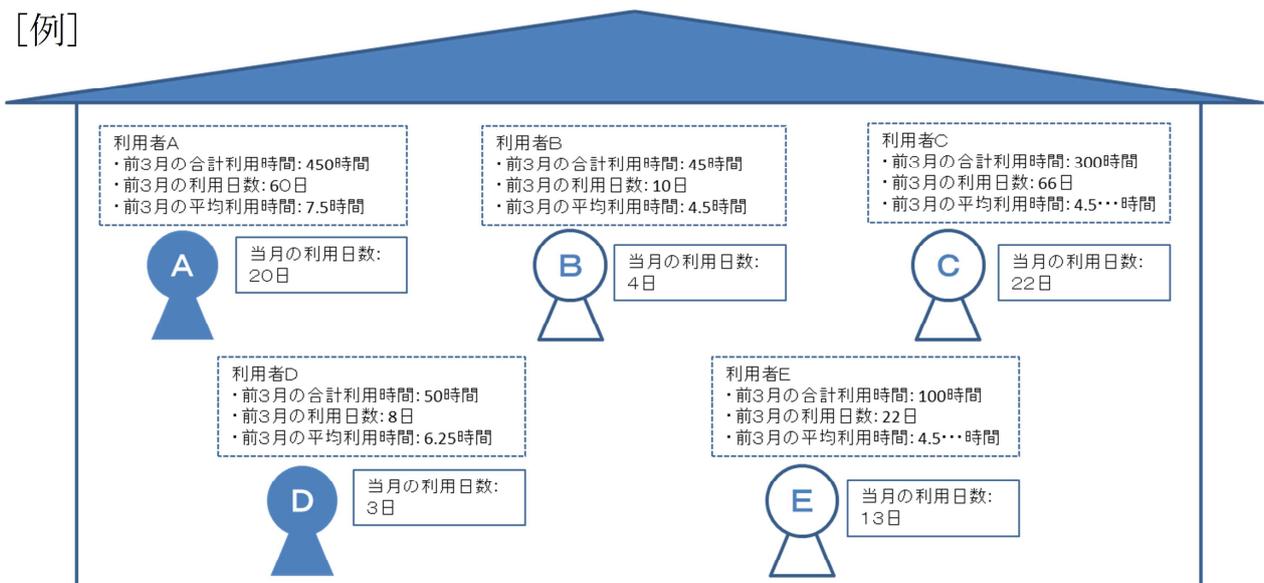
問49 前3月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者のしめる割合は、具体的にどのように算出するのか。

(答)

以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。

- ① 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- ② 当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

[例]



当月における、

(1) 平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数：39人(利用者B + 利用者C + 利用者E)

(2) 事業所の利用者の延べ人数：62人(利用者A + 利用者B + 利用者C + 利用者D + 利用者E)

平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数(1) ÷ 事業所の利用者の延べ人数(2) = 0.629... ≥ 50/100 であるため、減算適用

(短時間利用減算②)

問50 重度の身体障害者や精神障害者は、障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどの理由で、5時間未満の利用になってしまう場合があるが、そのような利用者についても、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に含むのか。

(答)

例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であり、市町村においては当該計画等を基に判断されたい。

(短時間利用減算③)

問51 利用時間については、送迎のみを実施する時間は含まれないとされているが、遠方からの利用者で送迎に長時間を要する利用者についても、送迎に要する時間は利用時間に含めないのか。

(答)

遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いても差し支えない。

(短時間利用減算④)

問52 土曜日やイベントの日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用者全員が5時間未満の利用となるが、これらの日についても利用時間の算定に含むのか。

(答)

運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設けている場合等については、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えない

(常勤看護職員等配置加算)

問53 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、医療的ケアが必要な者に生活介護等を提供したことが要件となるが、これは前年度や前月等の実績から判断するのか。

(答)

開所日ごとに、その日の実績を持って算定の可否を判断すること。

## (2) 短期入所

(福祉型強化短期入所)

問54 併設型及び空床型の短期入所で、本体施設に看護職員が配置されている場合、当該看護職員に加えて1名の看護職員を配置する必要があるのか。

(答)

本体施設に看護職員が配置されている場合は、当該看護職員をもって福祉型強化短期入所における看護職員の配置要件を満たすものとする。

ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの以外である場合、本体施設における勤務時間については、短期入所での勤務時間に含むことはできないことに留意すること。

(短期利用加算①)

問55 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

(答)

通算されない(それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。

(短期利用加算②)

問56 短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

(答)

最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

(常勤看護職員等配置加算)

問57 福祉型強化短期入所である場合、福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものことができるか。

(答)

福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものことができる。

(医療連携体制加算)

問58 短期入所の医療連携体制加算(V)の算定要件の詳細如何。

(答)

短期入所の医療連携体制加算(V)の取扱いについては、「平成26年度障害福

祉サービス等制度改正に関するQ&A」(平成 26 年 4 月 9 日事務連絡) の問 33 から問 38 までの取扱いを準用すること。

(年間利用日数の適正化)

問59 年間利用日数については、「1年の半分(180日)を目安」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

(答)

最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

#### 4. 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、自立生活援助、共同生活援助

##### (1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(リハビリテーション加算)

問60 リハビリテーション加算(I)については、「頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者」を対象としているが、頸髄損傷を原因とする者に限るのか。

(答)

リハビリテーション加算(I)の対象者については、疾患名等を問うものではなく、四肢麻痺の状態にある者を想定しており、身体障害者手帳の記載や医師意見書の内容等から判断するものとする。

(個別計画訓練支援加算)

問61 個別計画訓練支援加算の算定に当たり、個別訓練実施計画の作成が要件とされているが、個別支援計画をもって個別訓練実施計画とすることができるか。また、個別訓練実施計画は所定の様式があるか。

(答)

個別計画訓練支援加算に係る訓練は、自立訓練(生活訓練)の個別支援計画の一環として行われるものであるが、特に地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間の中で重点的に個別の訓練を行うものである。したがって、計画の様式を問うものではないが、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価を伴う個別訓練実施計画が必要となる。

## (2) 自立生活援助

(利用者)

問62 「家族等と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者」も利用対象となるが、「支援が見込めない状況」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。

(答)

例えば、

- ・ 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- ・ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

などが想定される。

(支援の内容)

問63 訓練等給付に位置付けられる自立生活援助のサービスにおける「情報の提供や助言、相談等の必要な援助」とは、どのような支援なのか。家事支援等も含まれるのか。

(答)

自立生活援助は、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅で生活する障害者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行うものである。

家事支援等については、他の障害福祉サービスによって行われるべきものであって、自立生活援助に含まれるものではない。

(兼務の取扱い①)

問64 自立生活援助事業所の従業者（地域生活支援員、サービス管理責任者）について、兼務の取扱いはどうなるのか。

(答)

自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従となるが、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者が当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事することができる。

ただし、兼務先の基準を満たすことも必要となるため、双方から兼務に支障が

ないかを判断する必要がある。

また、兼務先の職務が常勤換算方法による配置を要件とする場合は、当該職員の自立生活援助事業所における勤務時間を、兼務する職務の常勤換算に含めることはできない。

なお、サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成し客観的な評価等を担う者であるため、業務の客観性を担保する観点から、地域生活支援員との兼務は認めない。

(兼務の取扱い②)

問65 自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の相談支援専門員を兼務することは可能なのか。可能な場合、特定事業所加算の「常勤・専従」の要件はどうなるのか。

(答)

自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の従業者の職務を兼務する場合は、業務に支障がない場合として認めることとしている。

また、相談支援事業所の特定事業所加算は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっているが、相談支援事業所に併設する自立生活援助事業所については、兼務しても差し支えないこととする。

(定期的な居宅訪問)

問66 定期的な居宅訪問については、月に2回以上利用者の居宅を訪問すればよいか。

(答)

指定自立生活援助は、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う必要があることから、支援計画に基づき概ね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問することとしている。

なお、月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては、定期的な訪問による支援を月2回以上行うことを要件としているが、安易に訪問回数を減らすことがないよう留意すること。

(同行支援加算)

問67 同行支援加算は、居宅への訪問と同日に外出を伴う支援を行った場合でも算定できるか。また、同行支援加算の算定対象となる外出を伴う支援とは、具体的にどのようなものか。

(答)

同行支援加算の算定日に、定期的な訪問による支援や随時の訪問による支援を

行うことは差し支えない。

なお、同行支援加算の算定対象となる外出を伴う支援は、あくまで障害者の理解力や生活力等を補う観点から、利用者が地域で自立した生活を継続していくために必要な情報提供や助言等の支援を行うものであり、外出のための直接的な介助や余暇活動への付き添い等については、算定の要件を満たす支援とはならない。

(福祉専門職員配置等加算)

問68 地域生活支援員が、同一法人の他の事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している場合、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

(答)

複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合には、常勤の直接処遇職員（1人）として評価されたい。

### (3) 共同生活援助

(日中サービス支援型の基本報酬)

問69 日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて日中活動サービスの支給決定を受ける利用者が、日中活動サービスを毎日利用することはできず、日によって共同生活住居で過ごす場合の基本報酬はどのように算定するのか。

(答)

日中サービス支援型指定共同生活援助は、日毎に異なる報酬区分を算定することが可能であるため、障害支援区分3以上の利用者であれば、グループホームにおいて日中支援を行う日は「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定し、日中活動サービスを利用する日は「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」の報酬単位を算定することになる。

また、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活住居で過ごした場合も、「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定することとなる。

なお、障害支援区分2以下の利用者については、日中活動サービス等の利用を基本とすることから「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」のみ報酬単位が設定されており、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活住居で過ごした場合は、日中支援加算(Ⅱ)を算定することとなる。なお、この場合、日中サービス支援型指定共同生活援助は常時の支援体制を確保するものであることから、日中支援従事者の加配を要しないものとする。

(看護職員配置加算)

問70 看護職員配置加算は、指定事業所単位で、常勤換算方法により1人以上を配置すれば、すべての利用者に当該加算を算定できると解してよいか。例えば、複数の共同生活住居を1つの事業指定を受けて運営する場合、全ての利用者に70単位/日が算定されると解してよいか。

(答)

看護職員配置加算は、専ら共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1人以上配置する場合に、利用者全員に算定することが可能である。

ただし、複数の共同生活住居を有する場合は、適切な支援を行うための人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上の看護職員を配置するものとする。

(夜間職員加配加算)

問71 日中サービス支援型共同生活援助(1住居10名×2)の場合、夜勤職員は住居ごとに1名で計2名となるが、ここに1名を加配し合計3名の夜勤職員を配置し、加配した職員が2つの住居を兼務した場合、20名の利用者に対して加算が算定されるのか。

(答)

夜勤職員加配加算は、共同生活住居ごとに夜勤職員を1名以上追加で配置する場合に算定するものであることから、加配した夜勤職員が別の住居の夜勤を兼務することは認められない。

よって、質問の場合はいずれかの住居の利用者に対して算定することになる。

(精神障害者地域移行特別加算)

問72 精神障害者地域移行特別加算は、地域生活移行個別支援特別加算と同時に算定できるのか。

(答)

精神障害者地域移行特別加算は、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対して地域で生活するために必要な支援を行った場合に算定するものであることから、医療観察法に基づく指定入院医療機関を退院した精神障害者に対して地域で生活するために必要な支援を行った場合に算定する地域生活移行個別支援特別加算と評価の内容が重複するため、地域生活移行個別支援特別加算を算定する場合は精神障害者地域移行特別加算を算定することはできない。

(強度行動障害者地域移行特別加算)

問73 強度行動障害者地域移行特別加算は、重度障害者支援加算と同時に算定できるのか。

(答)

強度行動障害者地域移行特別加算は、障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害のある者に対して地域で生活するために必要な支援を行った場合に算定するものであることから、障害支援区分6の強度行動障害のある者等に対して支援を行った場合に算定する重度障害者支援加算と評価の内容が重複するため、強度行動障害者地域移行特別加算を算定する場合は、重度障害者支援加算を算定することはできない。

(加算の算定期間)

問74 精神障害者地域移行特別加算や強度行動障害者地域移行特別加算の算定期間は、「入居してから1年間」なのか、それとも「退院・退所してから1年間」なのか。

また、退院・退所後に、自宅での在宅生活や宿泊型自立訓練を経てから、入居する場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

算定期間は「退院・退所してから1年間」となる。

なお、自宅での在宅生活や宿泊型自立訓練を経てから、入居する場合であっても、退院・退所してから1年以内であれば算定可能である。

(加算要件の適用時期)

問75 精神障害者地域移行特別加算や強度行動障害者地域移行特別加算について、改定以前の時期に当該加算の要件を満たした利用者が入居している場合は、加算を算定することが可能か。

(答)

当該加算は、障害者の地域移行を促進するため、平成30年度報酬改定において創設されたものである。

利用者に対する支援のみを評価するものではなく、現に障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している者の受入れを評価するものであることから、平成30年4月以降に要件を満たした場合に、加算の対象となる。

## 5. 相談支援

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

(基本報酬①)

問76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

#### 【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

#### 【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(基本報酬②)

問77 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

(基本報酬③)

問78 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計（件）	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬（Ⅱ）を算定する件数は、取扱件数（1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値）÷相談支援専門員の員数（前6月の平均値））が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数（前6月の平均値）を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数  $\rightarrow (A) \div (B) = 41.428\cdots \quad (C) \geq 40$

のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は  $((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots$  となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているため、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数  $\rightarrow (A) \div (B) = 38.125 \quad (C) < 40$  となり、全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定

することとなる。

(加算共通①)

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

(答)

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

(加算共通②)

問80 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問81 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問82 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6月以内でも算定可能か。

(答)

算定できる。

(医療・保育・教育機関等連携加算)

問83 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

(サービス担当者会議実施加算①)

問84 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらなると算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議実施加算②)

問85 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽

微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(サービス提供時モニタリング加算①)

問86 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

(サービス提供時モニタリング加算②)

問87 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

(サービス提供時モニタリング加算③)

問88 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

(行動障害支援体制加算①)

問89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

## (2) 地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費 (I))

問93 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

例えば、

- ・ 地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
  - ・ 地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
  - ・ 地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動
- などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(緊急時支援費（Ⅱ）)

問94 緊急時支援費（Ⅱ）については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

(答)

緊急時支援費（Ⅱ）については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみを算定することとなり、緊急時支援費（Ⅱ）との併給はできないことに留意すること。

## **6. 障害児支援**

### **(1) 障害児支援共通**

(児童発達支援管理責任者①)

問95 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了するが、経過措置終了後において新要件を満たす児童発達支援管理責任者が配置できなかった場合、直ちに事業所の指定取消等を行う必要があるのか。

(答)

直ちに事業所の指定取消等を行う必要はない。ただし、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されるものであり、早急に適切な人員配置を行うよう指導を行うこと。

なお、これまでどおり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討すること。

(児童発達支援管理責任者②)

問96 児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であって、実務経験の新要件を満たしていない者が、実務経験を積んで新要件を満たすこととなった場合、再度研修を受講する必要があるのか。

(答)

再度研修を受講する必要はなく、実務経験を満たすことにより、改めて児童発達支援管理責任者として配置することが可能となる。

(児童発達支援管理責任者③)

問97 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了する平成 30 年 4 月 1 日以降、実務経験の新要件を満たしていない者が計画を作成した場合は計画未作成減算の対象となるのか。また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画についても 4 月 1 日以降は計画未作成として取り扱うのか。

(答)

実務経験の新要件を満たしていない者が平成 30 年 4 月 1 日以降に作成した計画については、計画未作成減算の対象となる。

また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも 6 月に 1 回以上必要）は減算の対象にはならない。

## (2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

(居宅訪問型児童発達支援①)

問98 インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。

(答)

感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い場合においては対象となり得るが、医師の意見等に基づき個別に判断されたい。

(居宅訪問型児童発達支援②)

問99 児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。

(答)

居宅訪問型児童発達支援については、居宅において支援を提供した場合に算定するものであるため、この場合は児童発達支援事業所のみ算定できる。なお、居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所施設移行支援加算の算定は可能である。

(居宅訪問型児童発達支援③)

問100 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

(答)

保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の形態は可能である。

多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

**(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）**

(看護職員加配加算①)

問101 医療的ケアに関する判定スコアについては、誰が判定するのか。

(答)

各事業所が判定するものであるが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、書類がない場合においては算定対象となる該当児には含まれない。

(看護職員加配加算②)

問102 看護職員加配加算については、医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児にのみ加算されるのか。

(答)

医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される。

(看護職員加配加算③)

問103 主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、児童発達支援の報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。

(答)

主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、一体的な運用がされており、利用定員も合算している場合においては、障害児と障害者の数を合算しても差し支えない。

(自己評価結果等未公表減算)

問104 自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。

(答)

自己評価結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成 30 年 4 月 1 日から施行される障害福祉サービス等情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

(共生型サービス)

問105 介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間帯を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

(答)

共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできない。

(共生型サービス体制強化加算)

問106 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

(答)

共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援管理責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算される。

なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第1の1の注11（第3の1の注11）のロ又はハを算定するものであり、イを算定するものではない。

(基準該当通所支援事業所の基本報酬)

問107 基準該当通所支援事業所の基本報酬区分が設けられたが、(Ⅰ)と(Ⅱ)の違いは何か。

(答)

(Ⅱ)を算定する「みなし基準該当通所支援事業所」については、介護保険法令に基づく通所介護等の指定をもって、児童発達支援等の指定を受けたとみなすものあり、児童発達支援管理責任者の配置が求められていない。

(事業所内相談支援加算)

問108 事業所内相談支援加算について、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となったが、障害児の同席は不要なのか。

(答)

障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能としたものである。

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1 (平 27. 3. 31) 問 62

(欠席時対応加算)

問109 例えば、A事業所を欠席した障害児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できるのか。

(答)

欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

なお、B事業所については、基本報酬等について算定できる。

(特別支援加算)

問110 児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合、特別支援加算の算定はできるのか。

(答)

児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合については、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を当該加算において報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定はできない。

なお、同様の理由から、主として難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等については、人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合においては、特別支援加算の算定はできない。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平 24. 8. 31)

問 104

(強度行動障害児支援加算)

問111 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。

(答)

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

(医療連携体制加算)

問112 これまで、事業所等に雇用された看護職員が当該事業所等の障害児に対し喀痰吸引等を行った場合、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能であったが、看護職員加配加算により加配した看護職員が喀痰吸引等を行った場合においても、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできるのか。

(答)

看護職員加配加算を算定している場合、当該加算により看護職員の配置及び看護職員による医療的ケアの提供を報酬上評価していることから、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできない。

なお、看護職員加配加算を算定していない場合は、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできる。

(保育・教育等移行加算)

問113 保育・教育等移行加算について、1度退所した障害児がやむを得ない事情により同じ児童発達支援事業所等に通所し、再度移行支援を行って保育所等に通うこととなった場合にも、保育・教育等移行加算の算定はできるのか。

(答)

保育・教育等移行加算については、同一の事業所において、同一の障害児に対して1度に限り算定できるものであり、何度も算定することはできない。

(機能訓練担当職員の配置)

問114 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

(答)

重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

(医療型児童発達支援)

問115 医療型児童発達支援について、へき地であるため常勤の医師の確保が困難である場合に、非常勤医師の配置でも差し支えないか。

(答)

医療型児童発達支援の人員配置基準においては、「医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数」としており、診療所における医師の配置については非常勤でも可能である（管理者たる医師を除く）と承知している。

なお、診療報酬における障害児リハビリテーション料の施設基準については、これまで、専任の常勤医師が1名以上勤務していること等を要件としていたが、平成30年度診療報酬改定において、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とされたので、ご承知おきいただきたい。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分①)

問116 放課後等デイサービスの基本報酬区分を判断するための指標にある状態はどのように確認をすればよいか。

(答)

放課後等デイサービスの指標について、その項目は障害支援区分から準用していることから、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」などを活用し、支給決定等の際の勘案事項の聴き取り時等において確認すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分②)

問117 年度の途中で、指標該当の障害児の割合が変更した場合、割合が変わるたび体制届けを提出することになるのか。また、割合の変更に伴い、基本報酬の区分を変更することは可能か。

(答)

放課後等デイサービスの基本報酬区分については、前年度の実績に基づき判断することとしているため、増改築等の事由を除き、1年間（4月1日から3月31日まで）適用すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分③)

問118 受給者証の更新等に伴い、指標該当の有無に変更があった場合、その適用は遡る必要はあるのか。

例えば、6月1日に指標該当なしから該当ありになった場合、5月31日以前も該当ありとして取り扱うのか。

(答)

指標に該当しているかどうかは、当該障害児が利用した日時点で判断し、遡って適用することはしない。

事例については、5月31日以前は指標に該当する障害児にはあたらないとして算出することになる。

#### (4) 障害児入所支援

(みなし規定に係る報酬の取扱い)

問119 障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成33年3月31日まで延長し、医療型は恒久化した。報酬の取扱いに変更はあるのか。

(答)

報酬の取扱いについては、平成30年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなる。

(地域移行加算)

問120 地域移行加算については、福祉型障害児入所施設のみ、他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能となったが、その趣旨如何。

(答)

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成33年3月31日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、福祉型障害児入所施

設にのみ他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能とした。ただし、留意事項通知に示したとおり、当該取扱いは平成33年3月31日までの措置である。

障障発0330第2号  
平成30年3月30日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公 印 省 略）

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する  
基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「特別加算」という。）の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「障害者における算定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号。以下「障害児における算定基準」という。）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、平成30年4月1日から適用することとし、平成29年3月28日付け障障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は平成30年3月31日をもって廃止する。

記

## 第1 福祉・介護職員処遇改善加算

### 1. 基本的考え方

加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金（以下「助成金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、原則として当該助成金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

また、平成27年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、事業主が福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、福祉・介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、福祉・介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、福祉・介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう加算を拡充したものである。

さらに、平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害福祉人材の職場定着の必要性、障害福祉サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充を行ったところである。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

### 2. 対象となる職種

対象職種は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（注1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に規定する、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了し

た者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

注2 各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

### 3. 加算の仕組みと賃金改善の実施等

#### （1）加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとする。サービス別加算率については、別紙1表1を参照すること。

#### （2）加算の算定額に相当する賃金改善の実施

##### ① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下第1において「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8（2）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

##### ② 賃金改善に係る賃金水準の比較の考え方について

賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算定する。なお、比較時点において勤務実績のない福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

##### ③ 賃金改善に係る留意点

加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、障害者における算定基準第二号イ（7）又は障害児における算定基準第二号イ（7）（以下「キャリアパス要件」という。）及び障害者における算定基準第二号イ（8）又は障害児における算定基準第二号イ（8）（以下「職場環境等要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）を満たす必要があるが、当

該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

### (3) 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

#### ① 賃金改善計画の記載

加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準第二号イ(2)又は障害児における算定基準第二号イ(2)に定める福祉・介護職員処遇改善計画書を、次の一から四までに掲げる記載事項等について、別紙様式2により作成し、都道府県知事等(当該障害福祉サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者(基準該当サービスの登録先を含む。以下同じ。)が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ること。

#### 一 加算の見込額(別紙様式2の(1)③)

第1の4により算定された額

#### 二 賃金改善の見込額(別紙様式2の(1)④)

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)の総額(aの額からbの額を差し引いた額をいう。)であって、一の額を上回る額

a 加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額

b 初めて加算を取得する月又は初めて加算又は特別加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額(助成金を取得していた場合には、助成金による賃金改善の部分を除く。)

#### 三 賃金改善実施期間(別紙様式2の(1)⑦)

原則4月(年度の途中で加算を取得する場合、当該加算を取得した月)から翌年の3月まで

#### 四 賃金改善を行う賃金項目及び方法(別紙様式2の(1)⑧)

賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。

ただし、事務の簡素化の観点から、従来の加算(I)(平成24年3月30日付け障障発第0330号5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」における 27,000円相当分の賃金改善が可能となる加算（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を取得していた障害福祉サービス事業者等であって、加算（Ⅰ）を取得する場合には、上記の一及び二に掲げる記載事項について、以下の一及び二に掲げる記載事項を代わりに記載することも可能とする。

一 加算の見込額（別紙様式2の（1）⑤）

第1の4ただし書きにより算定された額

二 賃金改善の見込額（別紙様式2の（1）⑥）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

a 加算（Ⅰ）を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額

b 初めて加算（Ⅰ）を取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額（従来の加算（Ⅰ）を取得し実施された賃金改善額を含む。）

② 必要書類の添付

加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書に併せて、以下に掲げる書類（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、下記③のキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、下記③のキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

なお、都道府県知事等は、障害福祉サービス事業者等が、前年度に加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算の取得をしようとする場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等に係る記載

キャリアパス要件等については、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、福祉・介護職員処遇改善計画書に記載して届け出ること。

(キャリアパス要件Ⅰ)

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に  
応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）  
を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に  
応じた賃金体系（一時金等の  
臨時的に支払われるものを除く。）  
について定めていること。
- ハ イ及びロの内容について就業規則等の  
明確な根拠規定を  
書面で整備し、  
全ての福祉・介護職員に  
周知していること。

(キャリアパス要件Ⅱ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を  
交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画  
を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してい  
ること。
  - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導  
等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、福祉・介護職員の能  
力評価を行うこと。
  - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、  
休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施するこ  
と。
- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅲ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する  
仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設  
けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当す  
る仕組みであること。
  - 一 経験に応じて昇給する仕組み  
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであ  
ること
  - 二 資格等に応じて昇給する仕組み  
「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇  
給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該  
事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みで

あることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

- ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の職場環境等要件)

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(別紙1表4を参照)を全ての福祉・介護職員に周知していること。

(加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の職場環境等要件)

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(別紙1表4を参照)を全ての福祉・介護職員に周知していること。

(加算の算定要件)

加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 加算(Ⅰ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。

ロ 加算(Ⅱ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。

ハ 加算(Ⅲ)については、キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。

ニ 加算(Ⅳ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。

ホ 加算(Ⅴ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。

(4) 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

福祉・介護職員処遇改善計画書は、法人が複数の障害福祉サービス事業所等を有する場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該障害福祉サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則等により運営されている場合に、

地域ごとや障害福祉サービス等ごとに作成することができる。都道府県等（当該障害福祉サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は都道府県とし、市町村長である場合は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。以下同じ。）の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。この場合、別紙様式2の添付書類1～3を以下のとおり作成し、別紙様式2に併せて計画書として都道府県知事等に届け出なければならない。

- ・別紙様式2添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者毎に作成）
- ・別紙様式2添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎に作成）
- ・別紙様式2添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

#### （5）その他

加算の目的や、障害者における算定基準第二号イ（5）又は障害児における算定基準第二号イ（5）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

#### 4. 加算の見込額の計算

福祉・介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込額は、次の計算による。

障害福祉サービス等報酬総単位数（見込数）×サービス別加算率（別紙1表1）（1単位未満の端数四捨五入）×1単位の単価（算定結果については1円未満の端数切り捨て）

ただし、平成28年度以前に加算を取得していた障害福祉サービス事業者等であって、3（3）①ただし書きにより届け出た障害福祉サービス事業者等の場合は、以下のとおりとする。

障害福祉サービス等報酬総単位数（見込数）×（加算（Ⅰ）に係るサービス別加算率－加算（Ⅱ）に係るサービス別加算率）（別紙1表1）（1単位未満の端数四捨五入）×1単位の単価（算定結果については1円未満の端数切り捨て）

障害福祉サービス等報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種

加算減算を加えた1月当たりの総単位数とし、算定を受ける年度における障害福祉サービス等の提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込数を用いること。

また、加算の見込額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の障害福祉サービス等を提供する障害福祉サービス事業所等（法人である場合に限る。）において、福祉・介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込額の計算については、別紙1表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（1単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

## 5. 実際の障害福祉サービス等報酬総額

実際の障害福祉サービス等報酬総額は、次の計算による。

実際の障害福祉サービス等報酬総単位数 × { 1 + サービス別加算率（別紙1表1）（1単位未満の端数四捨五入） } × 1単位の単価（算定結果については1円未満の端数切り捨て）

## 6. 都道府県知事等への届出

加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

## 7. 平成30年度当初の特例

「平成30年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算の取扱いについて」（平成30年2月14日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においてお示ししたとおり、平成30年度当初から加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年4月15日までに福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出すること。

## 8. 都道府県知事等への変更等の届出

### （1）変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した福祉・介

護職員処遇改善計画書、計画書添付書類に変更（次の①から④までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から④までに定める事項を記載した変更の届出を行う。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の障害福祉サービス等事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- ③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（該当する加算の区分に変更が生じる場合又は加算（Ⅲ）若しくは加算（Ⅳ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。）があった場合は、福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善計画、キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容（計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画書添付書類を添付すること。）

## （２）特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この８において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式４の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）により、次の①から④までに定める事項について届け出ること。なお、年度を超えて福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の加算を取得するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

また、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げた後に①に掲げる状況が改善した場合には、可能な限り速やかに福祉・介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻すこと。

- ① 加算を取得している障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 福祉・介護職員の賃金水準の引下げの内容

- ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

## 9. 賃金改善の実績報告

加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準第二号イ（４）又は障害児における算定基準第二号イ（４）の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、次に掲げる事項を含めた別紙様式３（複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）が、福祉・介護職員処遇改善計画書を３（４）の特例に基づき届け出た場合は、別紙様式３の添付書類１、添付書類２及び添付書類３のうち、当該計画書の届出の際に提出した添付書類に対応するものを含む。）の福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出し、２年間保存することとする。その際、次の三 a の積算の根拠となる資料を添付することとする。

一 賃金改善実施期間（別紙様式３の②）

二 加算の総額（別紙様式３の③）

三 賃金改善所要額（別紙様式３の④）

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、二の額を上回る額を記載する。

a 福祉・介護職員に支給した賃金の総額

b 初めて加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額（助成金を取得していた場合には、助成金による賃金改善の部分を除く。）

四 実施した賃金改善に係る賃金項目及び方法（別紙様式３の⑦）

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。

ただし、事務の簡素化の観点から、従来に加算（Ⅰ）を取得していた障害福祉サービス事業者等であって、加算（Ⅰ）を取得する場合には、上記二及び三に掲げる事項について、以下の二及び三に掲げる記載事項を代わりに記載することも可能とする。

二 加算の総額（別紙様式３の⑤）

加算（Ⅰ）による算定額から加算（Ⅱ）による算定額を差し引いた額

三 賃金改善所要額（別紙様式３の⑥）

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、二の額を上回る額を記載する。

a 福祉・介護職員に支給した賃金総額

b 初めて加算（I）を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額（従来の加算（I）を取得し実施された賃金改善額を含む。）

## 10. 加算の停止

都道府県知事等は、加算を取得する障害福祉サービス事業者等が次の（1）又は（2）に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して福祉・介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

（1）加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら8（2）の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満さない場合

（2）虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

## 11. 加算の取得要件の周知・確認等について

都道府県等においては、加算を算定している障害福祉サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

（1）賃金改善方法の周知について

加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

（2）福祉・介護職員処遇改善計画書等について

都道府県等が障害福祉サービス事業所等から福祉・介護職員処遇改善計画書を受け取る際には「福祉・介護職員処遇改善加算の見込額」と「賃金改善の見込額」を、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を受け取る際

には「福祉・介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。

## 12. その他

### (1) 加算の取得促進について

「障害福祉サービス等支援体制整備事業の国庫補助に係る協議等について」（平成30年2月15日付け事務連絡）においてお示したとおり、障害福祉サービス事業者等における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するために、都道府県等が行う障害福祉サービス事業者等への助言・指導等の取組を支援する「障害福祉サービス等支援体制整備事業」を平成30年度に実施する予定であるので適宜活用されたい。

また、都道府県等におかれては、障害福祉サービス事業者等へ加算を周知し、加算の申請が適切に行われるよう配慮されたい。

### (2) 職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成コース）介護労働者雇用管理制度助成について

介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、将来を見通せるような賃金体系が明確になっていることが重要であることから、各都道府県労働局において、介護労働者のために賃金制度を整備し、離職率の低下に取り組む障害福祉事業主に対する助成を実施している。加算の取得と併せて、本助成を活用できる場合があることから、障害福祉サービス事業者等が加算を取得しようとする場合には、適宜案内されたい。

また、本助成金を受給するに当たっては、賃金制度の整備前に計画を作成し、管轄都道府県労働局の認定を受ける必要があることについて、受給を希望する障害福祉サービス事業者等への助言をお願いします。

※ 職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成コース）のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/teityaku\\_kobetsu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html)

## 第2 福祉・介護職員処遇改善特別加算

### 1. 基本的考え方

特別加算は、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員処遇改善加算の要件を緩和した一定額の加算であり、助成金の対象とされない障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めることを目的として創設されたものである。

このため、特別加算は基本的には助成金の交付を受けていなかった障害福祉サービス事業者等を対象とするものであるが、助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者等についても、原則として当該助成金による賃金改

善の水準を維持した上で特別加算を算定することは差し支えない。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

また、特別加算は福祉・介護職員処遇改善加算とのいずれかを選択するものとし、併算定することはできない。

## 2. 対象となる職種

特別加算は、次のいずれかの職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるものであり、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも差し支えない。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（注1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に規定する、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

注2 各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

## 3. 特別加算の仕組みと賃金改善の実施等

### （1）特別加算の仕組み

特別加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとする。サービス別加算率については、別紙1表1を参照のこと。

### （2）特別加算の算定額に相当する賃金改善の実施

#### ① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、特別加算の算定額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等を含む。）の改善（以下第2において「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、第1の8(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善に係る比較時点の考え方について

賃金改善は、特別加算を取得していない場合の賃金水準と、特別加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算定する。なお、比較時点において勤務実績のない福祉・介護職員等については、当該福祉・介護職員等と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

(3) 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

① 賃金改善計画書の記載

特別加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準第三号口又は障害児における算定基準第三号口に定める福祉・介護職員処遇改善計画書を、次の一から四までに掲げる記載事項等について、別紙様式2により作成し、都道府県知事等に届け出ること。

一 特別加算の見込額（別紙様式2の(1)③）

第1の4により算定された額

二 賃金改善の見込額（別紙様式2の(1)④）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

a 特別加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額

b 初めて特別加算を取得する月又は初めて特別加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額（助成金を取得していた場合には、助成金による賃金改善の部分を除く。）

三 賃金改善実施期間（別紙様式2の(1)⑦）

原則4月（年度の途中で特別加算を取得する場合、当該特別加算を取得した月）から翌年の3月まで

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法（別紙様式2の(1)⑧）

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の

実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。

② 必要書類の添付

特別加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書に併せて、計画書添付書類を添付し、都道府県知事等に届け出ること。なお、都道府県知事等は、障害福祉サービス事業者等が前年度に特別加算を取得し、引き続き特別加算の取得をしようとする場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

(4) 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

福祉・介護職員処遇改善計画書は、法人が複数の障害福祉サービス事業所等を有する場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該障害福祉サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや障害福祉サービス等ごとに作成することができる。都道府県等の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。この場合、別紙様式2の添付書類1～3を以下のとおり作成し、別紙様式2に併せて計画書として、都道府県知事等に届け出なければならない。

- ・別紙様式2添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者毎に作成）
- ・別紙様式2添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎に作成）
- ・別紙様式2添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(5) その他

特別加算の目的や、障害者における算定基準第三号ホ又は障害児における算定基準第三号ホを踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

5. 準用

「第1 福祉・介護職員処遇改善加算」の「4. 加算の見込額の計算」「6. 都道府県知事等への届出」「7. 平成30年度当初の特例」「8. 都道府県知事等への変更等の届出」「9. 賃金改善の実績報告」「10. 加算の停止」の

規定は特別加算について準用する。ただし、「8. 都道府県知事等への変更等の届出」については、キャリアパス要件等届出書に関する規定を除くものとする。また、「加算」とあるのは「特別加算」と読み替えるものとし、「福祉・介護職員」とあるのは、「福祉・介護職員等」と読み替えるものとする。

別紙 1

表 1 加算算定対象サービス

	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率					福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)に該当 (ア)	福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅱ)に該当 (イ)	福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅲ)に該当 (ウ)	福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅳ)に該当 (エ)	福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅴ)に該当 (オ)	
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%	(ウ)により算 出した単位(一 単位未満の端数 四捨五入) ×0.9	(ウ)により算 出した単位(一 単位未満の端数 四捨五入) ×0.8	4.1%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%			2.6%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%			3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%			0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%			0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%			0.9%
自立訓練(機能訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
自立訓練(生活訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%			0.7%
共同生活援助 (指定共同生活援助)	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助 (日中サービス支援型)	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助 (外部サービス利用型指 定共同生活援助)	17.0%	12.4%	6.9%			2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%			1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%			2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%
居宅訪問型児童発達支援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%			0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%

\* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については生活介護の加算率を適用する。

\* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%

表 3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分(福祉・介護職員処遇改善加算のみ)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件をの全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	3-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	3-(3)-③のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

## 職場環境等要件

表 4

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。）</li> <li>・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。）</li> <li>・ その他</li> </ul>
職場環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入</li> <li>・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。）による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> <li>・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li> <li>・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>・ その他</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li> <li>・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮</li> <li>・ 非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・ 職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>・ その他</li> </ul>



(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。		
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。	該当・非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由	
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。	該当・非該当
	④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容(該当するもの全てに○をつけること。)	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ( )
		資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること ( )
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	該当・非該当
	⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容(該当するもの全てに○をつけること。)	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

※ 就業規則等(給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。)を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)</li> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)</li> <li>その他( )</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入</li> <li>雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化</li> <li>福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li> <li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>その他( )</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)</li> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> <li>職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>その他( )</li> </ul>

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

<p>本計画書については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。</p> <p>平成 年 月 日 (法人名)</p> <p>(代表者名) 印</p>
---





## 福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の見込額	賃金改善の見込額
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
<b>全国計</b>	<b>E</b> 円	<b>F</b> 円

※ FはEを上回らなければならない。







福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名			
都道府県	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算額	賃金改善所要額	
北海道	円		円
青森県	円		円
岩手県	円		円
宮城県	円		円
秋田県	円		円
山形県	円		円
福島県	円		円
茨城県	円		円
栃木県	円		円
群馬県	円		円
埼玉県	円		円
千葉県	円		円
東京都	円		円
神奈川県	円		円
新潟県	円		円
富山県	円		円
石川県	円		円
福井県	円		円
山梨県	円		円
長野県	円		円
岐阜県	円		円
静岡県	円		円
愛知県	円		円
三重県	円		円
滋賀県	円		円
京都府	円		円
大阪府	円		円
兵庫県	円		円
奈良県	円		円
和歌山県	円		円
鳥取県	円		円
島根県	円		円
岡山県	円		円
広島県	円		円
山口県	円		円
徳島県	円		円
香川県	円		円
愛媛県	円		円
高知県	円		円
福岡県	円		円
佐賀県	円		円
長崎県	円		円
熊本県	円		円
大分県	円		円
宮崎県	円		円
鹿児島県	円		円
沖縄県	円		円
全国計	<b>E</b> 円	<b>F</b>	円

※ FはEを上回らなければならない。

特別な事情に係る届出書（平成〇〇年度）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号										
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ				
	名称				
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス	
	名称				

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス事業等に限定。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

# 平成30年度級地区分一覧

五十音	市町村名	コード	旧区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成30年度
あ	厚木市	142125	乙地	8級地	5級地	3級地	2級地	4級地
	綾瀬市	142182	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	5級地
	愛川町	144014	丙地	13級地	10級地	11級地	4級地	5級地
	伊勢原市	142141	乙地	11級地	11級地	14級地	5級地	5級地
	海老名市	142158	乙地	9級地	7級地	8級地	3級地	5級地
	小田原市	142067	乙地	12級地	12級地	17級地	6級地	5級地
	大磯町	143412	丙地	その他	その他	その他	その他	6級地
	大井町	143628	丙地	16級地	13級地	18級地	6級地	その他
か	川崎市	141309	特甲地	3級地	3級地	4級地	3級地	2級地
	鎌倉市	142042	特甲地	2級地	2級地	2級地	2級地	3級地
	開成町	143669	丙地	その他	その他	その他	その他	その他
	清川村	144022	丙地	15級地	12級地	15級地	5級地	6級地
さ	相模原市	141507	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	4級地
	寒川町	143214	乙地	11級地	11級地	14級地	5級地	5級地
	座間市	142166	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	5級地
	逗子市	142083	特甲地	5級地	6級地	12級地	5級地	4級地
た	茅ヶ崎市	142075	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	5級地
な	中井町	143610	丙地	16級地	13級地	18級地	6級地	その他
	二宮町	143420	丙地	16級地	13級地	18級地	6級地	6級地
は	秦野市	142117	丙地	15級地	12級地	15級地	5級地	6級地
	葉山町	143016	甲地	8級地	9級地	13級地	5級地	6級地
	箱根町	143826	丙地	16級地	13級地	18級地	6級地	7級地
	平塚市	142034	乙地	11級地	11級地	14級地	5級地	5級地
	藤沢市	142059	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	4級地
ま	松田町	143636	丙地	その他	その他	その他	その他	その他
	真鶴町	143834	丙地	その他	その他	その他	その他	その他
	三浦市	142109	乙地	12級地	12級地	17級地	6級地	6級地
	南足柄市	142174	丙地	その他	その他	その他	その他	その他
や	大和市	142133	乙地	10級地	8級地	10級地	4級地	5級地
	山北町	143644	丙地	15級地	12級地	15級地	5級地	その他
	湯河原町	143842	丙地	その他	その他	その他	その他	その他
	横浜市	141002	特甲地	3級地	3級地	4級地	3級地	2級地
	横須賀市	142018	特甲地	4級地	4級地	7級地	4級地	5級地

平成30年度 級地別報酬単価表 (者)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	横川 浜崎 市市	鎌倉 市	相模原 厚木市 厚木市 市	横須賀 平塚市 茅ヶ崎市 大磯市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町	三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清宮町 川崎市	箱根 町	南足柄 中井町 大田町 松田町 山北町 山成町 開成町 真鶴町 湯河原 町
居宅介護	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度包括	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援（一般型）	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

平成30年度  
級地別報酬単価表  
(児)

2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
横川 浜崎 市市	鎌倉 市	相模 厚木 模沢 子木 原市 市市 市	横平 小茅 大伊 海座 綾寒 愛須 塚田 ヶ和 勢老 間瀬 川川 賀市 原崎 市原 名市 市市 市	三秦 葉大 二清 浦野 山磯 宮川 市市 町町 町村	箱根 町	南中 大松 山開 真湯 足井 井田 北成 鶴河 柄町 町町 町町 原市 町

障害児 通所支 援	児童発 達支援	児童発達支援センターの場合		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含：指定発達支援医療機関)		10円								
	放課後等 デイサー ビス	重症心身障害児以外の障害児の場合		10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	居宅訪問型児童発達支援		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
保育所等訪問支援		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入 所支 援	知的障害児 の場合	併設する施設が主たる施設の場合		10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	盲ろうあ児 の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合		10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合		10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合		10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型 (含：指定発 達支援医療 機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円			

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
居宅介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
重度訪問介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
同行援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
行動援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日					
療養介護		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	/	1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	特例対象 (※4)	1. なし 2. あり						
					定員超過	1. なし 2. あり						
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						
					人員配置体制	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					介護給付費 生活介護		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型 (1.7:1) 2. II型 (2:1) 3. III型 (2.5:1) 4. IV型 (3:1) 5. V型 (3.5:1) 6. VI型 (4:1) 7. VII型 (4.5:1) 8. VIII型 (5:1) 9. IX型 (5.5:1) 10. X型 (6:1)	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
										定員超過	1. なし 2. あり	
										職員欠如	1. なし 2. あり	
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり											
開所時間減算	1. なし 2. あり											
開所時間減算区分 (※5)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満											
短時間利用減算	1. なし 2. あり											
大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上											
医師配置	1. なし 2. あり											
人員配置体制	1. なし 2. あり											
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I											
常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II											
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり											
重度障害者支援体制	1. なし 2. あり											
リハビリテーション加算	1. なし 2. あり											
食事提供体制	1. なし 2. あり											
延長支援体制	1. なし 2. あり											
送迎体制	1. なし 3. I 4. II											
送迎体制 (重度)	1. なし 2. あり											
就労移行支援体制	1. なし 2. あり											
就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ( )											
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり											
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり											
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)											

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )	
短期入所					主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					サービス管理責任者配置等 (※7)	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					大規模減算	1. なし 2. あり	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり	
					単独型加算	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算 (V)	1. なし 2. あり	
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
送迎体制	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )						
主たる事業所施設区分(※8)	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
福祉専門職員配置等 (※7)	1. なし 2. I 3. II						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
送迎体制	1. なし 2. あり						
地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり						
精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり						
強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		適用開始日
施設入所支援		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置	
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制（重度）	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅱ体制	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					夜間看護体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※3）	1. Ⅲ（キャリアパス要件（Ⅰ又はⅡ）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. Ⅴ（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. Ⅳ（キャリアパス要件を満たさない） 4. Ⅳ（職場環境等要件を満たさない） 5. Ⅱ（キャリアパス要件（Ⅰ及びⅡ）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. Ⅰ（キャリアパス要件（Ⅰ及びⅡ及びⅢ）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練 (宿泊型)	
					訪問訓練	1. なし 2. あり	
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり	
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ( )	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
サービス管理責任者配置等 (※7)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
就労移行支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
					就労定着率区分 (※9)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし (経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					就労支援関係研修了	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (6月以上12月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労移行支援体制 (12月以上24月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労移行支援体制 (24月以上36月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制 (I)	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
訓練等 給付  就労継続支援A型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均労働時間区分 (※9)	1. 1日の平均労働時間が7時間以上 2. 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3. 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4. 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 5. 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 6. 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 7. 1日の平均労働時間が2時間未満 8. なし(経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額( 円) 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
主たる事業所サービス種類1 (※6)	サービス種類コード( )						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日					
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均工賃月額区分(※9)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 4. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 5. 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 6. 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 7. 平均工賃月額が5千円未満 8. なし(経過措置対象)						
					定員超過	1. なし 2. あり						
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II						
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり						
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )						
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり						
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II						
					食事提供体制	1. なし 2. あり						
					社会生活支援	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
					就労定着支援					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
主たる事業所サービス種類1(※6)	サービス種類コード( )											
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当											
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当											
就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上											
就労定着率区分	1. 就労定着率が9割以上 2. 就労定着率が8割以上9割未満 3. 就労定着率が7割以上8割未満 4. 就労定着率が5割以上7割未満 5. 就労定着率が3割以上5割未満 6. 就労定着率が1割以上3割未満 7. 就労定着率が1割未満											
職員欠如	1. なし 2. あり											
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり											
就労定着実績	1. なし 2. あり											
職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり											
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当											
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上						サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
										標準期間超過	1. なし 2. あり	
										福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
										地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
共同生活援助				1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1) 11. 日中支援I型(3:1) 12. 日中支援II型(4:1) 13. 日中支援III型(5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					大規模住居(※10)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置(※11)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算 (V)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
地域移行支援			施設区分	1. I 2. II			
地域生活支援			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
地域定着支援			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			
相談支援 計画相談支援					相談支援特定事業所	1. なし 2. III 3. I 4. II 5. IV	
					行動障害支援体制	1. なし 2. あり	
					要医療児者支援体制	1. なし 2. あり	
					精神障害者支援体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
--------	-----	------	--------------------	----------------	------------	-------

注 網掛けは、変更・追加された項目です。

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
- ※4 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※5 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※6 「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、「2:外部サービス利用型」、または「3. 日中サービス支援型」を設定する。
- ※9 就労移行支援及び就労移行支援（養成）について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
- ※10 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※11 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

# 地域生活支援拠点等について 【初版】



平成30年3月

厚生労働省障害保健福祉部  
障害福祉課

# も く じ

## 地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

○ 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること**です。

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？	1
Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？	1
Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？ また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？	1
Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？	4
Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？	6
Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？	6
Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？	6
Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？	7
Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？	8
Q10: 都道府県の役割は何ですか？	9
Q11: 拠点等は現在どのぐらい整備されていますか？ 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？ また、好事例(優良事例)があれば教えてください。	9
Q12: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？	9
* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】	10
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)	11

○ このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障害発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成29年7月13日事務連絡)の結果や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価について、盛り込んでいます。

○ 引き続き、積極的な整備、必要な機能の充実・強化に取り組むにあたってご活用ください。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？

○ 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

**① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用**

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

**② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備**

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

### Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？

○ 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「**多機能拠点整備型**」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「**面的整備型**」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、**地域の実情に応じた整備**を行っていただいで構いません。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

○ なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

### Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？

また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

○ 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、**原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)**が行うこととします。

○ また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)

**① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場**

**④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり**

○ また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、**多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築**していることが重要です。

○ なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### 必要な機能の具体的な内容と具体例

#### ①相談



- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### 【具体例(千葉県柏市)】

- 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



#### ②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### 【具体例(神奈川県厚木市)】

- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、開所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



#### ③体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### 【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を目指す人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの」内の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供している。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### 必要な機能の具体的な内容と具体例



#### ④専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

##### 【具体例(東京都新宿区)】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



#### ⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

##### 【具体例(栃木県栃木市)】

- (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

○ 主に4つの点に留意する必要があります。

#### ① 拠点等において支援を担う者(以下「支援者」という。)の協力体制の確保・連携

○ 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。

○ また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

#### ② 拠点等における課題等の活用について

○ 拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

#### ③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

○ 市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

○ 具体的には、例えば次ページの(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。

○ また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

○ なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。

#### ④ 各制度との連携

○ 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要があります。

# 地域生活支援拠点等に関する解説

## (P 4 ③に係る例示)

### (運営全般に関するもの)

- (ア) 拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか
  - ・ 拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
  - ・ 拠点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法(アセスメント)等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか
  - ・ 拠点等と市町村等の連携のための連絡会議を定期的開催しているか
  - ・ 必要な機能等の運営における定義付けの検討が行われているか
  - ・ 支援者間の連携が効果的に行われているか
  - ・ 関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
  - ・ 各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
  - ・ 拠点等を地域になじみやすい名称で周知しているか
  - ・ 地域づくりやまちづくりを目指した障害福祉を推進しているか
  - ・ 自然災害発生時における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか
- (イ) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
  - ・ 重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
  - ・ 社会的活動(ボランティア等)を希望する障害者等の把握に努めているか
- (ウ) 障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の方針
  - ・ 障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
  - ・ 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか
- (エ) 個人情報の保護
  - ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか
- (オ) 利用者満足の向上
  - ・ 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
  - ・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- (カ) 公正、公平性・中立性の確保
  - ・ 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
  - ・ 公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
  - ・ 障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
  - ・ 協議会等への報告、説明等に協力しているか

### (個別機能に関するもの)

- (キ) 相談
  - ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
  - ・ 個別相談を受ける体制の確保(相談窓口の設置等)しているか
  - ・ 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができていないか
  - ・ 運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか(必ずしも24時間体制を採る必要はない)
  - ・ 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか
  - ・ 相談を受けた後の対応(紹介)の仕組みを構築しているか
  - ・ 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか
- (ク) 緊急時の受け入れ・対応
  - ・ 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応(定義外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか
  - ・ 本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか(その際、受け入れ制限をしていないか)
  - ・ 緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
  - ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
  - ・ 重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか
  - ・ 短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
  - ・ 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか
- (ケ) 体験の機会・場
  - ・ 空き家・公民館等を最大限活用しているか
  - ・ 障害特性に配慮した体験の場を確保しているか
  - ・ 緊急時を想定した体験利用を行っているか
  - ・ 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
  - ・ 障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか
  - ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による機会・場を確保しているか
- (コ) 専門的人材の確保・養成
  - ・ 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
  - ・ 協議会等で専門的人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか
- (サ) 地域の体制づくり
  - ・ 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
  - ・ 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか



## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？

- 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定してください。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合には、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意してください。同様に、指定都市内に地方自治法第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備してください。
- 人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位として整備することが考えられます。圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う役割が求められます。

### Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？

- 拠点等は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしておりますが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておりますが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要があります。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村におけるQ3に定める「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。  
その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。
- 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられます。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。

### Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？

- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」(平成27年4月30日障障発0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たって、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。
- さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用してください。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていけるようにするための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたっても活用することができます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？

- 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。
- 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意し行ってください。

#### ① 協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要です。

- (ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
- (イ) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
- (ウ) 拠点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

#### 【必要な視点】

- 拠点等が担う5つの機能(「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

#### ② 拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

- (ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

#### 【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

#### ③ 関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

- (ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら解決策の提案を受ける。
- (イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

#### 【必要な視点】

- 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？

○ 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

#### ① 拠点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。

例えば、

- ・ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組むに当たっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
- ・ 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)
- ・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等を支援するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられます。

#### ② 効果的な拠点等の運営の継続

(ア) 市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要です。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

(イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

拠点は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫してください。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行うこととしますが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q10: 都道府県の役割は何ですか？

- 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図ってください。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要があります。必要な支援については、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられます。
- なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

### Q11: 拠点等は現在どのぐらい整備されていますか？ 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？ また、好事例(優良事例)があれば教えてください。

- 拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において整備されています。(全国の自治体数: 1,741、圏域数: 141)
- 具体的な整備の状況については、厚生労働省ホームページをご参照ください。  
→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>
- なお、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集については、今年度末までに作成し、周知することを予定しております。

### Q12: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？

- 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしています。今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いします。

- ※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等の内容は、P11～P13をご参照ください。
- ※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。  
→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181053.html>

## 地域生活支援拠点等の整備について

### ●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

### ●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

### ●必要な機能（具体的な内容）

#### ① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### ② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### ④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### ⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

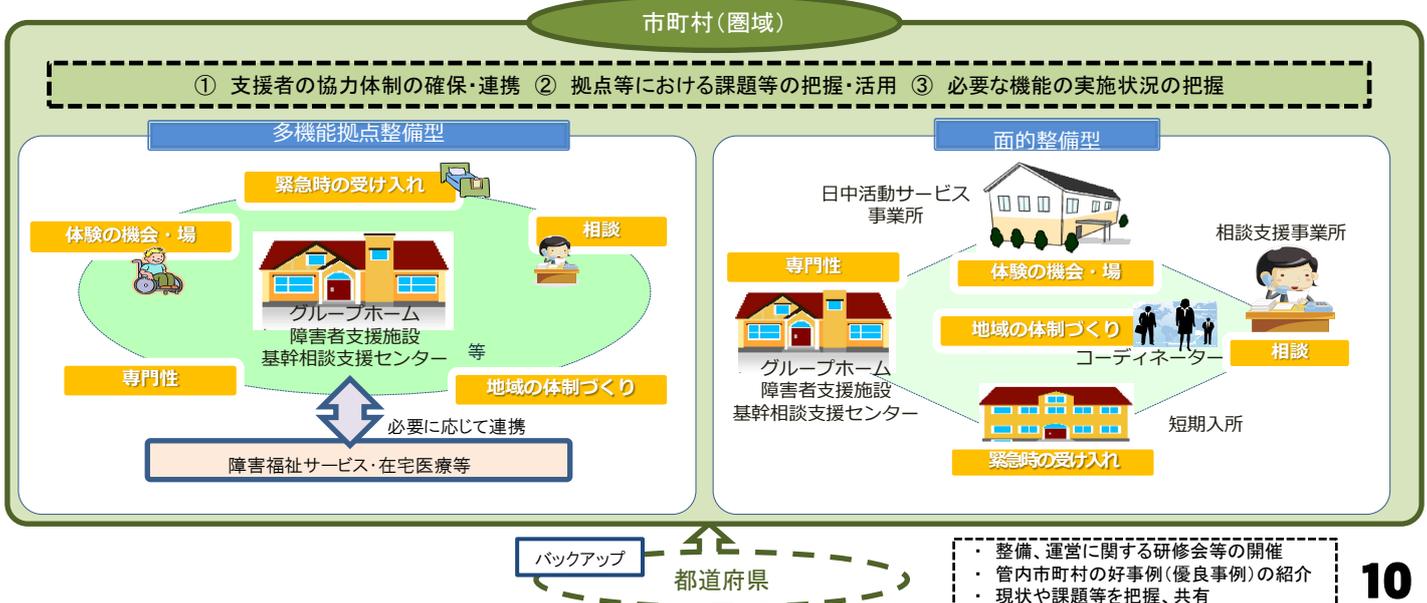
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

### ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

## 地域生活支援拠点等について

### ○ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

#### (1) 相談機能の強化

○ 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む。)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位/回

※ 短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

#### (2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

○ 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現行]

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 180単位/日

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 270単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

○ また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位/日

※ (2)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

## 地域生活支援拠点等について

### 3. 地域生活支援拠点等

#### (3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。
- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

#### 《体験利用支援加算の見直し》 ※ 日中活動系サービス

[現 行]	[見直し後]
300単位/日	500単位/日(初日から5日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
	250単位/日(6日目から15日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

#### 《体験利用加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	[見直し後]
300単位/日	500単位/日(初日から5日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
	250単位/日(6日目から15日目まで) +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

#### 《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位/日

#### 《体験宿泊加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	
イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日
ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	350単位/日
ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	750単位/日

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

## 地域生活支援拠点等について

### 3. 地域生活支援拠点等

#### (4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く。)に創設する。

#### 《重度障害者支援加算【新設】》

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合  
(体制加算) 7単位/日

※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合  
(個人加算) 180単位/日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

- ※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

#### (5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

#### 《地域体制強化共同支援加算【新設】》 2,000単位/月(月1回を限度)

## 障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた 加算の請求方法について

質問：同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができるかとされているが、実際に簡易入力システムにて請求を行う場合はどのように入力すればよいのでしょうか。

回答：区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、区分3、または区分4以上の情報を登録してください。

このように登録した場合、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、区分3、または区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

### ◆◆◆ 対処方法 ◆◆◆

以下のとおり、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、障害児において、[区分3]に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分3]、または[区分4]以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分4]を登録します。

障害支援区分の情報を登録することにより、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、[区分3]、または[区分4]以上に該当する加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

#### 【受給者情報】画面

受給者情報(基本) ※は必須入力項目です

支給市町村 ※ 国保市 受給者証番号 ※ 1234567890  サービス利用終了

登録 クリア 削除 戻る 支給決定情報

受給者情報(詳細)

全情報 障害支援区分 計画相談支援給付費/サービス利用計画作成費 特定障害者特別給付費 ※利用者負担上限月額 食事提供 算 利用者負担上限額管理

No.	障害支援区分	認定有効期間
		開始年月日 終了年月日
2	なし	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1	区分3	平成30年04月01日 平成31年03月31日

明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、[区分3]、または[区分4]の情報を登録します。

《[区分3]で登録した場合》

区分3の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

《[区分4]で登録した場合》

区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。



